

第七十一回国会 参議院法務委員会會議録第二十三号

昭和四十八年九月二十日(木曜日)
午前十一時二十六分開会

委員の異動

九月二十日

辞任

鈴木 省吾君
竹田 現照君

補欠選任

川野辺 静君
上田 哲君

出席者は左のとおり。

委員長

原田 立君

理事

後藤 義隆君
原文兵衛君
佐々木静子君
白木義一郎君

委員

川野辺 静君
木島 義夫君
中西 一郎君
山本敬三郎君
吉武 恵市君
上田 哲君
渡辺 武君

国務大臣

法務大臣

田中伊三次君

政府委員

防衛庁長官官房長

田代 一正君

法務大臣官房長

香川 保一君

法務省民事局長

川島 一郎君

法務省刑事局長

安原 美穂君

法務省矯正局長

長島 敦君

法務省入国管理局長

吉岡 章君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総局総務局長

最高裁判所事務

総局人事局長

事務局長

常任委員会専門

員

防衛庁長官官房

広報課長

警察庁警備局外

事課長

法務大臣官房審

議官

法務大臣官房訟

務部長

外務省アジア局

外務参事官

田宮 重男君

矢口 洪一君

二見 次夫君

西廣 整輝君

佐々 淳行君

田邊 明君

貞家 克己君

中江 要介君

本日の会議に付した案件

○檢察及び裁判の運営等に関する調査

(長沼ナイヤ基地訴訟に関する件)

(人権問題に関する件)

(金大中事件に関する件)

○商法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○株式会社(株)の監査等に関する商法の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(原田立君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。

本日、竹田現照君及び鈴木省吾君が委員を辞任され、その補欠として、上田哲君及び川野辺静君が選任されました。

○委員長(原田立君) 檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○佐々木静子君 長沼の質問に入る前に、ちょっと法務大臣につかぬことをお伺いするんですが、さすけれども、一昨日の法務委員会では、白木理事の御質問で、無実の者が間違つて逮捕されて裁判にかけられるということがあつて、そして無罪が証明された、そういうことで、白木理事が政府の責任を御追及になり、私もこれも全くこもつともな話だと、白木理事とともに、気持ちの上では一緒に法務省の責任というものをお尋ね申し上げておつたんですが、大臣のお話では、翌日にもさつそく被害者のところへ、被害者と言いますか、もと被害者のところへおわびに行きますというお話で、私も、実は非常に何と申しますか、予想以上のお話でございましたので、さすがに法務大臣だけあると、たいへんに敬服したわけなんですが、どうなんでしょうか。

○国務大臣(田中伊三次君) 今明日にという約束をいたしましたので、その日は夜に入るまで委員会がございまして、あんまり夜におわびに行くのもいかなものかと考え、翌日、また衆議院の決算委員会がございまして、午前十時お呼びでして、午後またおそくに至るまで委員会が開かれるというところで、とうてい約束が果たせないということ、私が自筆のおわび状を書きまして、それにサインをいたしました、秘書係長を派遣をいたしまして、本人が来るはずだというおわびを申し上げました。

たいへん早くお受け取りをいただき、御了承をいただきました。丁寧にしておわびをしてみたいと思います。

○佐々木静子君 非常にまあ大臣が行き届いた。これはむしろ檢察の最高の責任者というか、監督者としてのお立場で行かれたわけでございますね。

○国務大臣(田中伊三次君) そのとおりでございます。

○佐々木静子君 ところが、実は私も困ったことが起つておると思うのでございまして、大臣の御答弁がですね、新聞にも報道され、またテレビにも乗りましてですね、私、そのこと自身はもう白木理事の足を引っぱるつもりも毛頭なければ、一緒にこれはけしからぬということ、この被害を受けた方に心からお気の毒だと思つておつて、大臣のお話を承つていたわけなんですが、最近無実の判決を受けた依頼者がいるんだけれども、これは国会を通じて言わなければ大臣におわびにきていただけないのだから、どうだろうかという問い合わせが実は何件も来ているわけですが、これは私なり白木理事が、まあそれに限りませんが、大臣にこの国会で申し上げなければおわびにお越しにならぬわけですか。どうなっているわけですか。

○国務大臣(田中伊三次君) 他の案件のことは一々私は承知をいたしておりません。政治家のことでもございまして。国会で具体的な御質問があつた、まことに申しわけがないと考へた、こういうことでおわびに伺ひましようということになつたのでありまして、他の案件を一々私は存じませんので、存じますればまたその時点で考えることにいたします。

○佐々木静子君　これは、実はいまそれで大臣にお尋ねしたんですが、検察の最高の責任者として、無実の人を起訴したことについておわびに抱歉しになった。これは全国の検察庁でいろいろとある事例でございますが、これはどうも――検察庁というところは非常に公平なところだと思ふ。ところが、ある人から言えは大臣が来てくれる、ある人から言ってもはったらかしだ。そこら辺のところは一体検察庁はどういうふうになっているのでございましょうか。

○国務大臣(田中伊三次君) 先ほどから承っておりますと、檢察の最高責任者ということを盛んにおっしゃるのでありますが、私は檢察の最高責任者というよりは法務大臣という立場を持っております。檢察の最高責任は検事総長が最高責任でございます。ただ、政治をいたしております者の立場から申しますと、これはまことに申しわけのないことだということで、任意私がおわびに上がつたということで、ほかのものを無視してこれだけという意味ではないのでございます。

○佐々木静子君　これは、実はこれを担当しておった弁護士も、実はあの答弁を伺ってびっくりしたわけなんです。ございますけれども、それで、自分もずいぶんいろいろ事件はやってきたけれども、これは大臣が無罪になったからといっておわびに來ていただくというようなことは前代未聞じゃないか。まあそれを、自分の依頼者が無罪になつておわびに來られたからといって腹を立てるわけはないけれども、何だか非常に、これだけおわびになるといふことはどうも何か、まあこれは法務省であつてもけっこうですけれども、どうもそこら辺は、やはりわびるなら全部の方にわびてもらわないと困るんじゃないか。これはどういふことになつてゐるのでございますか。それじゃ、これから国会議員から申し上げればおわびにいらしていただくわけでございますか。

○国務大臣(田中伊三次君) そうねじつてものを
お聞きになりましたも答弁のしようがないのであ
りますが、そういう申しわけのない事態があつ

て、何かこれに対しておわびの道がないかという御質問がありまして、私は申しわけないことだと思ふので、きわめて率直な気持ちで、単純な気持ちでおわびに伺いましょうということとでその処理を示したわけです。したがって、今後そういう事件があったら、私にかかわらずにどの大臣でもおわびに行くのかということまで私が拘束する力はない。私は、私の面前で、これはけしからぬことではないか、気の毒なことではないかという御質問疑がありましたから、それに対して私は、しからばおわびをいたしましょうということになったので、そういう事案があることをお示しになるならば、その時点で考えてみる、私は、です。私以外の大が臣がこれに右にならえをするということをする私とは言つておるわけじゃないんですね。

○佐々木静子君　それで、結局この間の御答弁では、人をしてやらせようという御答弁じゃなくつつて、御自分がさつそくあしたに「行くとおっしゃつたわけです。いまも御都合を伺いますと、決算委員会で行けなかつたので、かわりの者をやらした」というお話なんでございますが、大臣御自身は、それでは近日中にここでおっしゃつたとおりに行かれるおつもりなのか、あるいは自分が行くとおっしゃつたけれどももう代理で済ませようというおつもりなのか、どちらなんですか。

○國務大臣(田中伊三次君) おわびをしてまいりました。行きたいところだが、行く予定であつたけれども、国会の都合で行くことができないから使者を立てておわびを申し上げました。それで済んでおります。本人が、時間ができたらもう一べん行くということはありません。

○佐々木蘭子君 実はこの済んでおられないわけなんです。というのは、無実で起訴されて無罪の判決を受けているという人間がたたくさんいるわけなんです。それを一々知らぬとおっしゃれば私がまた一々、きよりはこういう事件がありました、きよりはこういう事件がありました、大臣どうなさいますかと、一々お尋ねをせなければいけません。ゆえに、やっぱり法務省なぬわけなんです。

んですからね。大臣が一国会議員としてお動きになるのはいいですよ。法務大臣として——いまま私だめ押ししたわけですよ、檢察の責任者としてなさったのですかということを伺ったら、そうだなとおっしゃったわけですから、そうなれば、やはり一つを行くとなれば全部行っていたのかな、いとこれは公平に反する。私はこのことについて白木理事の足を引くつもりも何もありませんですけれどもね。実は方々からそう言ってきたるわけです。こういうもつとひどい事案があつたのだけれども、法務大臣はこれは来るのか来ないのか、それじゃあおまえ聞いてくれと。いや、白木理事からじゃないと行つてももらえないのじゃないだらうかということも言っているわけなんです。しかし法務大臣がそういうことじゃ私だめだ

と思います。もっと公正にやっていただかないかと。事が検察のことであり、裁判に関することないです。それから、大臣がおわびに行こうというお気持ち、これは私は非常に高く評価しているわけです。普通の官僚出身の大臣ではそういう

うことをおしやらなかったと思うわけなんです
が、ただそこら辺で、やっぱり言ったことは実行
していただかないといけない。
これはある新聞にも食言問題だと書いてあるわ
けです、きのうの夕刊に。そういうふうにはまあ受

け取っている人もあるわけでございますね。受け取りもできるわけですね。これは私自身も別に大臣を責めるわけじゃありませんけれども、方々からこのことについて聞い合わせを受けているわけです。知らなかったとおっしゃるけれども、現に、これは起訴にはならなかったけれども、私も

前に大臣にじかに伺っていますね。ある在日朝鮮人の人が、自分の婚約者を殺されたのに、間違えて殺人容疑で逮捕されてえらい目にあった。とこころが真犯人があの連続殺人事件の犯人で、自供したのでわかった。そのことを申し上げたけれども――これは法務省の所管じゃないかもしれません。そのことに對して大臣はどうされましたか。本国へ強制送還されたじゃないですか、私がちゃ

んと国会で申し上げたのに。心からの御同情を申し上げますとおっしゃったけれども、私は大村まで走りましたけれども、強制送還されたでしやう。もう二度とおそらく——これは日本の法律ではなくて向こうの法律ですから、もう生きてしゃばへは出られないと彼は言っておりました。やっぱりこれは公平にやっていただかないと困ります。ある議員が言えはすぐにおわびに行く、日本人ならすぐおわびに行く、朝鮮人ならはつたらかし、どころかきつい仕打ちをする。これは、この間のうちから大臣は日本国民の側に立つていろいろといい御答弁をしていらっしゃるけれども、私はそのことだけでもはつきりした差別だと思ふのです。この問題は大臣これはどうなさいますか。次々私のところにも、現に、うちの非常に気の

毒な状態で無実で無罪になったのだけれども大臣に來てもらえるように話をしてくれるかどうかという要請が一ぱい、一ぱいと言うとちよつとオーバーですけれども、四つほどあるわけなんです。これはどうなさいますか。

○国務大臣(田中伊三次君) お話を承つて、私が知り得るならば、その時点で判断したい。それは、檢察の責任者というのじゃない。私がいま言うように、法務大臣として行きましたということでございます。檢察の責任者は検事総長でございます。

す。そういうことでございますから、ただ白木先生のお話を承ってまことに申しわけないと考えたので、率直にその非を認めておわびに行くということになったので、それ以外のものと区別する意思はないんです。区別をするという意思をもつてやつておるんではない。ですから、あらな

めて承る機会があれば、その機会に、その時点で私がそのことを承つて判断をする以外にない、私以外の大臣が私の行動で拘束されるわけでもございません。私の一存でやりましたことでございます。私の一存で、その時点で判断をしたいと思ひます。

○佐々木静子君　それでは、私がいまそのことを

に名前をあげて、いま現にこういう問題で無実の者がえらい目にあった、こういう事例もありま
す、こういう事例もありますと住所、氏名をあげ
ることもできますけれども、それはやはり本人さ
んにもう一ぺん了解を得た上のほうがいいと思
いますので、次の委員会であることを申し上げ
て——これは何も済んだ問題じゃないんです、そ
のことでえらい目にあわされたというのは、何も
おわびというものはその翌日に行かにかいぬも
んでもない。事実そのことでえらい目にあって
困っておれば、やはりこれは同じ問題だと思っ
ます、一月前であらうと現在であらうと。それは
やはり同じように取り扱っていただけるわけでご
ざいますね、平等に。差別はなさいませんです
ね。

○国務大臣(田中伊三次君) 先ほどからくどく申
し上げるように、差別をする意思はないんです。
知らぬのだから差別をする意思はないんです。
差別をする意思はない。意思はないが、全部
おわびに行くのかと言われると、その時点で判断
をします。生きた人間の私ですから、知らないこ
との判断はできぬ。こういう事件があるではない
か、おわびに行けと仰せになれば、その時点で判
断をして、それでは行きますとか行きませんと
か、そのときに判断をする。法務大臣としての私
の判断です。ほかの人に影響をもたすことでは
ございせん。

○佐々木静子君 それではその人の一人一人の名
前を、おわびに来てほしいと言っている人の名前
を次の委員会に申し上げることにしましょう。い
ま私が言っても何でございませう。ただ、これきの
うの新聞にも載っておりますように、大阪拘置所
に収監中の在日韓国人ですね、盲腸炎で、それが
手おくれになってたいへんにひどいことになっ
ているのに、大阪拘置所の手当てが悪くて、そして
生命は取りとめられども非常な損害を与えたとい
うことで、これは大阪地裁の判決が出ているわ
けです、きのう。国相手にその韓国人から訴訟を
起こして、一番で、国がやはりこのおわびに、在

日——在日じゃありませんが、いま本国に帰って
いるようでございますが、韓国人に三百万円弱の
金を払えという判決が出た、このことについて法
務省はどのようにお考えでございますか。またそ
れに対するおわびの方法はどのようにお考えに
なっておりますか、大臣。

○国務大臣(田中伊三次君) ただいまお尋ねの案
件は、判決は昨十九日の判決でございます、判
決原本がいまだ到着をしておりません。おそらく
本日送達を受けるのではないかと見通されてお
るのであります。内容がわからない、新聞に書いて
ある以上のことは内容がわからないので、しばら
く猶予を願いたいと思います。

○佐々木静子君 内容がわかって、この判決文を
お読みになれば、先日来、一番判決というものは
吹けば飛ぶようなつまらぬものだというような意
味の御発言があったんですけれども、白木先生の
お尋ねになったのも、一番判決の無罪の判決が
あったけれども、まだ確定はしておらぬのかしら
ぬですけれども、まあ上訴はしてないからそれは
違ふとおっしゃるかも知れないですけれども、
これが判決が新聞で報道されている——ごらん
になったと思いますが——とおりですると、これ
に対するおわびは具体的にどういうふうになさ
いますか。

○国務大臣(田中伊三次君) 判決の送達を受けま
して、その上で検討をしてみたい。いま判決がな
いんですからお答えのしようがないんです。

○佐々木静子君 この間の刑事事件は判決文はお
読みになったんですか、記録も、大臣は。全部お
読みになったわけですか。これはまだ読んでお
られないとおっしゃるわけですか。読んで、この一
審判決では大阪拘置所のやり方に不手ぎわがあっ
た、十分の医療ができておらなかったためにこう
いう損害が生じた——これは私、国の判決です
かね、一審判決はつまらぬとおっしゃるけれど
も、これはやっぱり国としても尊重しなければな
らない。おそらく検討してとおっしゃるのは、こ
れは国が負けたからというので、法務大臣はこれ

は控訴して戦うとおっしゃるのかもわから
ぬ。それじゃ同じように国の行為によつて、一人
の人間は大臣が飛んできてあやまれる、相手の
人間はこれは傷をつつけられてたいへんなことにな
ったというところで、人権侵害だということ、こ
れは大阪弁護士会がやっている事件なんです
ね。それに対しては検討してみます。おそらくこの
検討してみようという中では、まだ控訴し
ても争おうというのか、これは非常に大臣とし
て不公平じゃないですか。もう少しやはり、差
別はないとおっしゃつても、これは在日韓国人
だ——在日ではないけど、韓国人だ。私もはな
かなか、大臣は差別はしていないとおっしゃるけ
れども、この話を聞いた人は、やっぱりそこら辺
に非常に一貫しないものを感ずるわけです。それ
では判決文はいつお手元に届きますか。

○国務大臣(田中伊三次君) 先ほど申し上げたよ
うに、本日送達を受けるのではないかと思ひので
す。郵便屋が持ってくるんで、いつ受けるかとい
うことはそれは言えないでしょう。

それから、先ほどお話をだまして聞いておりま
すという、いろんなことをおっしゃるが、一審
の判決は吹けば飛ぶような、そんなこと言つたこ
とはないのです。そんな不都合なことを法務大臣
が言いますか。むしろ逆に、一審御判決は、私は
いつも判決というところについては厳密な考えを
持つておる。この間の長沼裁判につきましても、
何度も言うておりますが、厳密に受けとめて、
ただ控訴をした以上は、控訴の瞬間以後において
は拘束力がないんだと、あなたの専門でよく御存
じの既判力はないんだと、拘束力がないのだと、
こういうことを言うておるだけなんです、吹けば飛
ぶようななんていうことを申しておりません。え
えかげんなことを言わぬでお願いいたします。ど
この速記録にそんなことが書いてあります。本日
は裁判所もおいでになっておる。まことに悪いで
す、そういうことはね。よいかげんな話ではない
のですから、これは、御留意を願いたいと思いま
す。

○佐々木静子君 いま、吹けば飛ぶようなとい
ふうには全然考えておらぬ、非常に慎重に承つて
いる——じゃ、一番判決というものをどのように
お考えになっておるのか。私は前にお聞きした
が、吹けば飛ぶようなとおっしゃらなかつたけ
れども、これは非常に、それは尊重しないでも
いいという趣旨のこと、要約すればそれ
だもんだから、この間の、一昨日、大臣にそ
うじゃないですかというのを、大臣にそ
う主として防衛庁長官に申し上げたわけです
けれども、それでは一番判決というものを大臣は非
常に尊重して、まあそれをできるだけ履行してい
くというふうな御趣旨の御姿勢でいらつしやる
わけですか、私が思い間違ひしていません、そ
うすれば。

○国務大臣(田中伊三次君) それはあなたの思い
間違ひだ。そんなことを私は言うておらぬ。厳
密に受けとめるということは、その効力を認めて
その効力に従つていろいろ処置をするということ
とは違ふんです。それは拘束力のある場合を言
うんです。拘束力がなければ、ない拘束力に従つ
ていろいろな善処ができるわけのものではない。御
判決のあったことに關して厳密にその事実を受け
とめる、意味はよくわかるが、拘束力があるか。た
だし拘束力がないのだから、拘束力があるように
なったとき、すなわち判決が確定いたしました
ときに善処をする、よくわかるように思ひん
でおかしいですか。非常によくわかるように思ひ
んです。

○佐々木静子君 それが私のほうは全然わからぬ
わけですね、その厳密に受けとめると言われても
ですね。これはこの間も言つたように、厳密に受
けとめるとはどういうことなのかというのをこ
の頃から伺つておるわけですよ。具体的に、まあ
厳密に受けとめる、まあ大臣は厳密に受けとめた
とは口ではおっしゃるけれども、実際は形の上で
何も出てきてないわけですよ。
まあその問題はあとで、時間がもうありません
からこのあたりにいたしておきますけれども、こ

ことと全然正反對に、それこそ法律をありのままに、そのまま法律を生かしただけであつて、人間というものが見失われてしまふということをおそれるわけでありませう。

そこで、今後の問題について、先日の発言のような、最高責任者が絶えずその国民の苦悩をいつも感じて、いかに対処すればいいか、これが現今の国民、人間の非常に欠けたところである、このように思います。

これが一口で言へば国民不在の政治、あらゆる面にこれが出てきているわけでありませう。そこで、同じような立場に立つた人から言わせれば、当然差別を感じるわけですから、同じ事件であつても、たとへば列車が転覆してたいへん被害者が出た。これは運輸大臣が直接弔問に行く、これは、もう当然のことであり、現在では習慣化しているわけですから、こういうことが繰り返されることは非常におそろしいと私は思います。法律が先か、人間が大事なのか、こういう問題を私はここで申し上げざるを得ないわけですから、しかし、現実には、またこういう佐々木委員からの発言もあつたこととごまかすので、何とかひとつそういふ、私の申し上げるようなことから、ひとつ今後お考えをおきをお願いしたい。善処をしていただきたい。まあ、釈明したいな、また要望みたいなことになりませうけれども、私のことから貴重な時間をさくことになつて非常に恐縮している気持ちを申し上げた次第でございます。

○国務大臣(田中伊三) 今後の問題、昨日お呼びに出ました以外の問題につきましては、私はまだ存じませぬので、私の存じました時点において、お呼びに行くことが必要かどうかということをお断をいたしまして、そのつど、その時点で判断をして善処をしたいと、こう思います。

○上田哲君 長沼判決が出まして以来、二週間ほどけみしました。その当時の政府の興奮ぶりもやや落ちつきを取り戻したと思ひます。何より大切なことは、この判決に対して、これを法理的に

見る見方と政治論的に対応するあり方と、この二つのあり方がすっかり区分されることであらうと思ふ。政府は、法務大臣の言われるように、被告という立場から大きく抗弁権を行使されることは当然なこととして、先ほど来の討論の中にもありますように、札幌地方裁判所の判決が控訴審によつてその規範性をいささかも損なうことがないのは当然なことでありませう。拘束力を発揮し得ないだけのことでありませう。そういう意味では、法に對する、行政府と言わず、あるいは一般私人と言わず、法治体系における敵愾な姿勢というものが最もいま求められなければならないところであらう。とりわけ、政府が一方では控訴という手続をとり、大きくこれに對して反論をされるということがあるとしても、なおかつ、三権分立の敵愾な立場を守つて、法に對する姿勢を守られるということが望ましいと思ふのであります。私は、この時点に立つて、あらためて法務大臣からその基本的な姿勢について、御見解を承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(田中伊三) 先生のお話は、三権分立の大原則をよくわきまえてあやまちのないように善処をせよというおことばでございます。私もそのとおりに存じます。

一体、国会で裁判の内容がいいとか悪いとかを批判することは、三権分立の考え方から、間違ひでございます。どうして間違ひとおるのかというところ、裁判所の判断に對しては、三権のうち他の二権でありませう。行政府、立法府というものは、これを尊重する立場に立つべきではございませぬ。その原則だけから申しますと、国会で本日でもこの議論が起きぬことになるわけですから、ただ、一つの例外として許されなければならないことは、理の当然でございますが、本件は国が当事者である。農林大臣が被告になつておる、私はその代理をする責任者であるといふこととございませう。その当事者という立場に立つております場合には、当事者は、これに對して負けた場合においては上訴手

続が許される。上訴をいたしました場合に、上訴の理由はこういう理由なんだ、この理由は将来の法廷において、二審、三審の法廷においてこれを貫いていくんだ、こういう上訴理由を説明する、説明する、信念を持って述べ、こういうことは一向差しつかへはない。そんなことができぬはずはございませぬ。理の当然であります。

第二審の法廷が開かれれば、法廷のそこに出て攻撃、防御の方法を繰り返すことが民事訴訟法で許された当然の態度であります。裁判長の面前でやれることなんです。でありますから、こういう攻撃、防御はしつかりやつていい、やるほどよいといふことは当てはまるのではないかと思ひます。そういうことばも意味から申しまして、私は、基本的な態度は、控訴理由といふことにたいへんこだわりのながら、控訴理由を申し述べ、控訴理由に關して所見を申し上げる、国会においてお尋ねがあればそれを申し上げるというこの態度以上のことはやるべきものではない。それは司法権の侵犯である、こういうふうに私は考えしておりますので、そういう限りで、そういう方針でお答えをして今日に至つておるのでございませう。

そういうこととございませうから、一審の裁判に對しましても、敵愾にこれを受けとめる。敵愾に受けとめるという意味はどういうことかといふところ、これこれの内容、これこれの理由をもつてのこつくり裁判が下されたといふことを敵愾に受けとめて、敵愾にこれを認める、こういう態度を敵愾に受けとめておる、この態度は、それならその効力を認めるのか——そんなことはだれも言ひとりやせぬ。既判力を持たず、拘束力を持たないものに効力を認めるなどといふことは起こり得ないこととございませう。そんなことを言うておるのではございませぬ。敵愾に受けとめて、手続をとつて、争ひべきは争ひ、こういう態度でいくべきものであらう、国会においても、その限度を越えざる程度において御質問に對してお答えすべきものであらう、そのつもりでいままでもやつ

ておりますが、今後もしやういふつもりでやつていきたい、こう思つております。

○上田哲君 法務大臣の御見解はきかれて初歩的な誤りと混乱をおかしてあります。三権分立に對する基本的な考えのあり方、あるいは行政府としての判決に對する議論のあり方、あるいは判決体系に對する基礎認識、それらのすべてにおいてきわめて基礎的な誤りをおかしておられます。たとえば、判決の内容について国会でこれを議論することができないなどといふことはあり得るはずもありません。私たちはそのようないことを一言も申し上げておりませぬ。あつてならないことは、独立した司法権の行使としての判決の提示に對して、その効力をくつがえすことを目的とするような議論を、行政の側から、あるいは最高機関としての国会の場においても議論すべきではないといふこととあります。そのことに對する基本的な尊重の姿勢というものが、敵愾に受けとめるといふことの内容でなければならぬといふことを申し上げておるのであります。この際、国が被告の立場であるかどうか、抗弁権をどのようにつけておくべきであるか、あるいは抗弁の内容がどのような方向性をなすべきであるか、これはあなた方の内部の問題であります。抜き出して私がこゝで問題としたいのは、三権分立の一方の立場である行政府が、この一方の三権の司法権の行使である判決に對して、先ほど規範性、既判力といふ、拘束力といふ、ことばがたいへん乱れておりますけれども、規範性は敵愾に存在いたしません。拘束力を発揮しないだけのことであります。この規範性に對してどのような政治的な姿勢を持つかといふことをしつかり持たねばならぬであらうといふことを私は強調しているのであります。これはおそろく議論が噛み合わないであらうから、私はこのことについての追及はいたしません。

具体的に申し上げる。先般の長沼判決についての田中総理の、同じ名前でありませうけれども総理のほうの御答弁の中で、今日まで無理に無理を重ねてきた憲法九条解釈、私に言わせれば解釈改憲

といふべき十九年二カ月のあり方というものは大いに訂正するべきである。そのとおりであるといふお答えにはなり得ないけれども、しかし、少なくともこの無理を延長していくならば、改憲というところにロジカルには行かざるを得ないであろうという点に對して、結論としては一切改憲はあり得ないという回答があったのであります。私はその三日前に、田中法務大臣から、腹の中では改憲である、でき得ることならば九条をそのように明記することが望ましい、いまやる気はないがと、こゝろ御答弁をじかにいただいておるわけでありました。ここに速記もありませんけれども、この点について総理にその見解とのギャップのありようをたゞしたのであります。総理の答弁は、私の見解をもつて政府の見解とする、田中法務大臣の見解はこれに従うべきものであらう、これと矛盾しないものであらう、こゝろのことである。しからば法務大臣はこれを訂正するべきである。どう思いますか。

○國務大臣(田中伊三三君) 総理のおっしゃっておることと私の言っておことは抵觸はないんですね。ちよつとも抵觸はない。ただ、違ふところは、どこが違ふかという、腹の中を言へば、憲法九条にむつかしい解釈などは要らぬように、現在の憲法九条というものに、最小必要限度の自衛は許してよいのだということを憲法で明記するのでもまた一方法ではなからうかと思ふ、それは憲法改正ということですが、腹の中はそれと一つの方法ではなからうかと思ふんだという、その腹の中の話——本来腹の中の話というものは口で言わいでもいいんです。言わいでもいいんだけれども、腹の中の話だしてたつていいと思ふ。国会で、ほんとうのことを、思つておることを私は包み隠さずに言ふ、これは私は国会の答弁に對する真心だと思ふんですよ。ですから私の腹の中で、むろん腹の中というんだから、個人の考えに違ひありませんわね。内閣の腹の中というのではないですからね。それは私の腹の中ですから、私の個人の考えの中に、憲法ではつきりしたらどう

じゃ、明記したら、という考え方は、一つの考え方ではございますまいか。私はそういうふうにして思つておるんで言つたので、訂正というのはいふてのほかで、訂正などする心はございません。また、訂正の必要のあるようなことを言つたんじゃない。個人として心持ちの中にあることをさらけ出して、包み隠さずほんとうのことを申し上げた。何かおしかりをいただいておるようでございますが、私は答弁をしながら、いま私の思つておるとおりのことを思つておる。これ訂正してみようかとか、修正をしてみようか、取り消してみようかといふ心は私にございません。そういうことです。

○上田哲君 しかられるのは田中総理のほうからでありまして、私はあなたの正直な態度をむしろ稱賛をいたします。六感大臣というニックネームが出ておりました、たいへん第六感でみごとくに、たとえば金大中事件等の真髓を指摘されました。長年の経験がここにさう然と光り輝いたものだと思ひます。いままたたいへん正直にものを申されまして、正直なことはこゝろに神宿ることでありまして、当法務委員会の宝として私は大いに今後とも議事録にとどむべき珠玉の御答弁であつたと思つております。

私は、そのことはそのことで大いに、これ以上の形容詞は持ちませんので、最大にひとつ腹の中を御開陳になつたことはけつこうだと思ひます。どつちが本音だといつたら、田中総理のほうが私は無理を言つて本音を出されなかつたと思ふのであります。ちよつともそれが矛盾をしておらぬとおしやるんだけれども、普通の常識でことばとことばを比べるならば、同じ田中さんでありますけれども、法務大臣と総理大臣の言われたことばは全然違ふといふのが常識であるといふことに私は理解をいたします。これはおそろく時間のむだになりましようから争ひません。争ひませんが、一つ簡単にお答えをいただくために申し上げておきたいことは、腹の中で何を考へていてもよろしいのだといふ一般私人のモラルと、行動の規範と

しての議論と、法務大臣という行政のしかも法務にかかわる管掌の最高大臣というものが、憲法に向かつて腹の中ではこれを變更しようと思つておるのだといふことを、少なくとも国会で明らかにされるほど、いかにそれが正直であつても、正直はけつこうでありますけれども、うそをつくのでなく正直で言うのならさういふことがついでにしまし、さうした本音を持つておることは、立憲政体の中でのいいことであるのかどうかといふことについては、私ははなはだ疑義を持つものであります。

腹の中は何を考へておるか、それは別じやないかとおしやるのであるならば、たとえば今回刑法の改正案の中で示されておる騒動罪の予備罪といふのは一体どういふことになるんでありましよう。腹の中できつとこれは何かをやるに違ひないと思ふからこれを先に逮捕しようといふことになつておる。腹の中が見えるといふことをあなたの方のほうはお考えになつておる立証ではないか。腹の中が見えないならば、初めからこゝろに予備罪などといふことは出せないわけでありまして、腹の中に、それが見えなくても隠していてもつかまへようといふことなんでありまして、腹の中にこれが正直にあるんだとおしやるようなことになつておれば、これははなはだ私たちは今日の憲法に對して危懼を持たざるを得ないといふことになりまして。危懼を持つ持たないはだれのかつてだといふことです。これは争ひません。時間を省略いたしますが、これはひとつこの面だけにしほつてお伺いをいたしたいのは、御訂正にならぬ、それはけつこうですから、御訂正にならぬと突つ張られることは正直なことではけつこうですが、さういふことを腹の中に考へておられる法務大臣といふのが今日存在しているといふことは日本国憲法に對して正しいとお考えになるかどうかだけを一つお伺いします。

○國務大臣(田中伊三三君) 私は、さういふ氣持を持つておるといふことは、正しい、正しくなるといふより、憲法下における大臣の行動とし

て、発言として私はちよつとも差しつかえがないと思ふ。現行憲法のどこを否認するなどということを私は言つておるんじゃない。先生もさうおつちやつておるわけじゃない。先生も、私はそんなことを言つておるんじゃないんで、憲法の改正といふことは、先生、許されまからぬ。憲法の改正が許されぬものじゃない。憲法は不磨の大典じゃない。手続をすれば改正は許される。そこで私は、腹の中では、明記をちゃんとしてよいではないかといふことを考へておるんだと、そのほかにことばも言うてあります。いますぐ改正をしようなどといふことを言つておるのではないのであります。將來国民のコンセンサスが得られる時期が到来するならば、その時期においてははつきり憲法を書き直すといふことも必要ではなからうかと腹の中でおるんだといふことを言つておるんでありますから、これはどうも私は不都合呼ばわりをされるところはどこもないのではないかと、おしかりはおしかりとして私はつつしんで承る心持ちを持つた男でございますが、これは差しつかえがない。憲法改正を許されている、場合によつては憲法を改正したつていいんじゃないかと腹の中でおるんだと言ふこと、ちよつとも差しつかえがないのではなからうか。大臣として不都合であるといふことばでございますが、私は不都合でないように思ふ。

○上田哲君 御見解はよく承りました。私はさういふことが法治国体系として、あるいは行政の初めて出された司法の判決に對する姿勢としては正しくない、好ましいものでないといふことを再三表明をし、しかし断固としてこれを變更されないという姿勢はしかと承つておきます。時間を節約をいたしますが、私がききよう申し上げたいことは、たとえばこの問題と同じように、行政が、初めて出された自衛隊違憲判決を受けとめて、ことばでは嚴肅といひながら、政治姿勢としては何ら今日のまでの姿勢を變更しようと思ひろしないことに努力をしておられる、この姿勢ははなはだ判決尊重、司法尊重という姿勢を欠い

ているものであることを申し上げなきやならぬと思つてゐるわけだ。

そこでもう一つの問題に入りますけれども、たとえば防衛庁、防衛庁は、自衛隊判決は憲法違反であるということをまづこから述べられてゐる、いささかこれに對して身を慎むというかならぬほど控訴すればすべしと白というところにならぬのであります。控訴はすなわちその効力を上級審の判決が出るまで一時これを預からしめるというにすぎない。もしどこかで断面を切るならば、今日国民のすべては司法の判決は黒だということをしていいことになるのであります。それから、そういうことに對してかりにも季下に冠を正さない程度の政治姿勢というものは厳に守られなければならぬであらう、こういうふうに考へるんですけれども、そういう姿勢は一般的にお持ちであるのかどうか。

○政府委員(田代一正君) 防衛庁の受けとめ方といたしましては、過日長官からも話があつたかと思ひますが、一審たりとも、裁判の司法機関で行ないました決定でございますので、それは謙虚に受けとめるといふ立場でございます。同時に、この第一審判決で下された内容がまさに自衛隊の存続にかかわる問題でございます。それはまさに被告という立場のとらえ方がございます。そういうとらえ方といたしましてはまた別ないろいろな考え方があつて、いろいろなことじやないかと思ひます。

○上田哲君 最低限の反省や身を慎む態度があるべきだ。国民の大多数は防衛庁あるいは自衛隊の態度を合意して支持しているといふこれまでの言ひ方は、何分の一かの反省を持つて見なきやならぬといふことだけは政治姿勢として明らかでなきやならぬと思ふ。にもかかわらず、たとへばいまNHKを除く全民放防衛庁が十月第一週から全国十七の民放テレビ局で宣伝番組として出そうとしてゐる番組があります。防衛探訪、防衛庁の表現によれば、「防衛の意義及び日本の防衛のあり方並びに自衛隊存在意義、必要性等について認識

と理解を得ること」といふことが政策の基本目的だそうでありまして、すでにニュージランド、北海道のロケ撮影を終え、こういう形でこの番組は間もなくオンエアーするようであります。十七局、この膨大な番組といふのは相当な経費もかかつておるわけでありまして、これまでもいふゆる防衛庁提供番組といふものが持つていたものに比べてかなり露骨な、かなり積極的な、これまでにない姿勢をうかがはしめるに十分なものである。自衛隊違憲判決が出たといふことになるならば、これまでの態度といふのは当然リフレインされてしかるべきであると思はれるが、いささかも反省がここにはないといふことは、これまでの考え方と非常に違つてゐると思ふ。必要があるならば、私はこの番組の内容あるいはこれに對する制作費等々、背景についても申し上げる用意がありますけれども、これについてどうお考えですか。

○政府委員(田代一正君) 防衛庁といたしましては、ここ数年來、日本の正しい自衛隊の姿といふものを国民の皆さんにPRするといふ角度でいろいろな広報活動がやつてまいりました。その一環といたしまして、テレビの放映という問題がございます。ただいま御指摘の案件は、ことしの春以來いろいろ計画をいたしまして、現実にそれが放映になるといふ段階でございます。そういうことで、従来のものの考え方といふことで、私どもの見方をもつてしますならば、正しいほんとうの自衛の姿といふものはどういふものであるかといふことが国民の皆さんに御理解願ふといふために、非常に大きな寄与をするのではなからうかといふ観念を持つております。そういうわけで、今回の判決がございましたけれども、従来から考へておりましたこの計画を、だからといってここでやめるといふ気持ちには現在持つておりません。

○上田哲君 たいへん、反省が少しもない。あんなのほりの出しておられるこの番組は、たとへば対象は青少年とする、特に無関心層を重視すると明記されております。あるいは、立案の態度は、

今日各種の防衛政策について、または防衛力としての自衛隊について、各国民の認識と理解が得られない、各種各様の意見を抱き、共通の広場が見出せない状況にあるのが現状である。そこで自衛隊の存在意義、必要性等について理解を深めようとするのが目的であると書いてある。しからば聞く。少なくともこれまでただの一つも自衛隊についての合憲違憲の判決がなかった状態の中で、初めて裁判所が違憲であるといふことを出したことは、当然この番組の中の判断材料として公平に扱われなければならないと思はれるが、これを中に入れますか。

○政府委員(田代一正君) ただいまこの番組の内容容であります。これはいづれも従来の防衛庁で考へてまいりましたいろいろな広報政策の考え方、延長として行なわれるわけでございます。そういうわけで、このたびの一審の判決がございましたけれども、私どももいたしましては、官房長談話にございまして、この一審の判決があつたからといって、自衛隊の運営、防衛力整備の基本的な考え方について全然影響はない、従来どおりやつてしかるべきであるといふ談話を出しております。そういう方針からまいりますと、このテレビ番組につきまして、別にこれを変更するといふ考えはございません。

○上田哲君 おかしいじゃないか。あなた方は一方的に防衛庁があるいは自衛隊が合憲であるといふことのみを国民にPRするとすれば、非常に不公平であると思いませんか。あと七分しかないから簡潔に答えてください。

○政府委員(田代一正君) 私もこまかい番組のことにつきましては十分知らなかつたのでございませうが、番組の詳細につきましては、あとになるに従ひましていろいろな番組があるようでございます。たとへばいろいろな一問一答とかいふことがございます。おそろくこれは私どもがそつたさぐなくとも、当然今度の一審判決といふものをめぐ

り上げられるのじやなからうか、こういうやに考へます。

○上田哲君 取り上げられるのじやなからうかと云つたて、あなたスポンサーじゃないですか。スポンサーが、なからうかつていいかげんな態度で、だれがやる。これは広告代理店は太田です。太田に聞いてもよろしい。しかしあなたの方の政策意図がここにはつきり書いてあるじやないですか。いいですか。それを言えなければ、明らかに判決が出ているのです。拘束力はありません。それは控訴をしております。しかし、これは国民世論を動かしている大きな判断の材料であります。これのみオミットしている番組というのは明らかに偏向じやありませんか。そのアンバランス性といふことは認めるでしよう、これが一つ。認めるか認めないか。認めるならば、その番組をつくるのなら、少なくともそれを入れることは最低限ではないか。スポンサー、はつきりしてください。

○政府委員(田代一正君) テレビ番組の後半になりますといふと、何回か対談といふ番組等がございます。そういう番組の中に当然そういうことが考へられる。それから、前もつてお断りいたしておきますけれども、まだ詳細につきましては、契約はいたしておりませんので、ただいま先生の御意見等もございまして、たとへば山中防衛庁長官が対談をするとかいふ番組があらわれるといひましたならば、長官からも、こういった今回の問題についてもその対談の過程で触れていただくといふことを私たちとしてはお願いをしたい、こう考へております。

○上田哲君 とほげた答弁をしてもらつちや困る。何を言つていますか。まだ契約をしていない。十月第一週から出るのですよ。いま九月の二十日ではありませんか。私もいささかその道に知識を持つております。契約のサインをするかどうかといふことが決定的であるかどうか。いいですか。ロケも終わつてゐる、ニュージランドまで行つてゐる、たまたまサインをしてゐるかしら

ないか、十三回シリーズをもっと続けるかどうかという判断も確定していないから、あるいは制作費のこまかい詰めができていないから、二本目、三本目以降のタレントの動員もできていないから等々の問題はありまじやう。契約ができていないからという事で、たとえその契約のおくれによつて、十三回シリーズ、十月第一週から始まるという秋の番組改定のトップをもう既定の考えとしないではないかという理由があると思ひますか。子供だましのようなこと言ひのはよしなさい。いいですか。山中長官が出るか出ないかという問題は、山中長官は、長沼判決以来あらゆるところで出演を交渉しているが、長官は出てこない。出てこない態度を私は半分認める。いま謙虚な姿勢をとるべきだと思ひからみだりに出ないのだと言われるから、私はそれはそれで受けたと思ひている。ひねって、ねじって考えようとは思ひていない。しかし、そういうところには出ないで、この自分の番組だけには出るということはどういうことですか。これはおかしいじゃないですか。そういう議論をしてもらつて困る。あなたは官房長ではないか。スポンサーではないか。契約ができていないなどという、とうしろろに向かつて言ひようなことを言ひてもらつたのでは、私はこの議論はこのままでは済ませませんよ。もつと幾らでもデータはある。すつきりなさい。スポンサーではないか。十月一週から始まるのではないか。

それから尋ねるが、不備があるとなるならば、まだ契約も終わつてないのだからやめる意思があるか。いいですか。やめる意思があるか。そしてもう一つ、時間がないのだからきまつて答えないよ、あなたはとにかくもう数年間やつているのだから。また向こうの部屋へ行つてやりまうからね。いいですか。やめる意思があるのかどうか。やめるべきだと私は主張した上で言ひているのだ。それから、その問題についてはほうはいとして反対の声を制作側で起こつておる。話し合ひをきまつとするか。その話し合ひが済まなければ

強行しない。その点についてすつきりお答えください。

○政府委員(田代一正君) ただいま担当者に聞きますという、正式な契約はまだ済んでいないという段階だそうでございます。

○上田哲君 そんなことはわかつていますよ。

○政府委員(田代一正君) それから、やめるかやめないかというお話でございますが、私ももしましては、この方針を変える考えは現在ございません。

それから、さつき申しましたいろんなまだ細部きまつてない問題もございしますが、長官が出るか出ないかという問題は別にいたしまして、やはり対談とかそういう番組もこの中に入ると思ひますので、そういう段階には、当然ただいまの問題につきましても触れることがあるだろう、こういうことを申し上げておきたいと思ひます。

○上田哲君 全然答えてないです。ちよつとメモしなさい、私が質問するから。いいですか。何べんも繰り返されるようだが、第一、いいですか官房長。委員長にお願いをしておくが、これだけ私が時間を空費しながら何べんも質問をしている。ちよつともまたな答へがないとなつたら、私は質問時間については御考慮いただかないと先へ進まないことになりまう。いいですか。しつかりお答えなさいよ。私は一生懸命協力しているのだ、前の時計を見ながら。全然あなたはまともに答へない。

第一、契約をしていないという理由にされるが、それならば、この内容が不適当であるという判断をされた場合には廃止をすることがあるのかどうかというのをすつきり——いいですか。そのことが第一点。

それから、そのことを実行されるかどうかという点については制作局を含めて非常に反対の声があるのだから、それについては十分な話し合ひを熟されることを前提として、やるならばやるといふことを考えるかどうか。

第三点、そもそも私はこれに反対だけれども、

あなた方が強行されるといふ場合には、長沼判決というものを正當にこの中に含むべきである。このことを含まない、もしくはこれを不公平に取り扱うという事は、はなはだバランスを欠くのみか、民主主義に対する放送のあり方を乱すことになる。マスコミの自由を乱すことになる。そうあつてはならないであらう。

最後の問題、防衛庁当局はこれに対して基本的な、謙虚な姿勢を持っていないという事は、実は防衛庁の広報番組というものが、こうした判決なり一連の国民世論の盛り上がりにもかかわらず非常にそうした問題を考慮しないで進んでいるという一つの証左であります。単にこの問題のみならず、防衛庁のさまざまなPR番組等々について基本的にこの際検討をし直す用意があるかどうか、このことについてしつかりお答えをいただきたい。各項目についてきまつたお答えがなければ、質問時間については委員長に御再考いただくことを留保して、私は回答を待ちます。

○政府委員(田代一正君) 幾つか問題が出ましたので、はしよつて申し上げます。

廃止する考えはないかという第一問でございますが、廃止する考え、これをやめるという考えはございません。

それから機熱するのを待つて考えてみたかどうかという……

○上田哲君 そうじゃない。制作当局側も含めてちゃんと話し合ひかうと言ひの事です。

○政府委員(田代一正君) それは、ただいま大広を通じて話をしていくわけでございますが、それから側から何らの意見もございせん。そういう段階でございますので、私ももしましては別に御異議はないものじゃないかというぐあいに考えているわけでございます。

それから長沼裁判、本件につきましてそれを正式に含めるかどうかということでございますが、これは一番最後の番組——十三回でございますので、最後の番組等いろいろな対談が出てまいりますが、その過程におきましてこの問題に触れる

ということをやつてまいりたいと、こう思ひます。それから、謙虚な気持ちで今後一体広報制作上どういうぐあいにテレビ番組との関係を考えるかと、こういう最後の御質問でございますが、私ももしましては、従来もそうでありましたし、今後ともやはりテレビの放映ということにつきましては、私もその広報政策の大きな柱でございますので、従来どおりやらしていただきたいと、こういう気持ちでございます。

○上田哲君 非常に御答へは不足であります。時間の関係があるから多くは述べないけれども、少なくともおしまりから二つ目、四番目の点について言ひならば、十三回シリーズの一番最後、四か月後に入れたら入れることも考慮するなどという事は、この番組に対する基本的な公平感覚を欠いております。そんなばかげた話があるか。

今日長沼判決というものが出てきた、この判決に対して被告である国が控訴されることは、当然な法的手続として、また権能として許されるけれども、しかし謙虚に受けとめる、厳密にこれを見つめるといふ姿勢がこぼれとしてあるのなら、その判決というのに対してしつかりした——反論もけつこうだけれども、公平の立場でまず扱うというのが当然であつて、一回目のいろんな——オーブンニング番組にそれが使えるかどうかなんというこまかいことは私は知らぬにしても、十三回目の一番おしまいにやるなんというようなことは、これは長沼判決に対する謙虚に受けとめるという姿勢は根本的になく、一方的に、はつきり申し上げればこのシリーズをてこに長沼判決に反対する世論工作をする、そういう姿勢が明らかにあらわれていく。形を変えたこれは政府の、行政府の司法に対する介入である、私はその断ぜざるを得ない。マスコミが、言論機関がそのような行政機関の手に弄せられることははなはだ迷惑であり危険であります。私は、そのことを強く強調しておきますので、これをもつては了承をいたしません。

詳細は知らないとおっしゃるのだから、一体その十三回シリーズ番組はどういうものであるか、当然の問題として、資料としてすべてを、計画全般について、契約がないと言っているのであるから契約が行なわれる日にちまでも含めて、具体的に資料として提出をしていただきたい。

○委員長(原田立君) いまの資料要求ですけれども、いかがですか。

○政府委員(田代一正君) 提出いたします。

○上田哲君 一問だけ。たくさんお伺いしたいことがありますが、防衛庁、こういうことがあります。国民の自衛隊というものを言われるのだけれども、名前を申し上げてもいいが、これは迷惑がかかっていけないから大まかな言い方にしておきます。新潟県出身の某君であります。所属は某砲射中隊というところまで申し上げておきます。この某君が四年間自衛隊に勤務しておりますけれども、実家が農家であります人手不足、どうしても家庭を継がなきゃならぬというので、再三退官の願を出しているんだが、どうしても聞き届けられない。こういう隊員が退官をする、退職をするという自由はそんなに認められていないのであります。私はここに氏名、所属部隊、その他すっかり持っておりますが、個人の立場もありまして、そのことが受け合っていただけならば、私はこうした名前についてはここでは出さないことにいたします。

○政府委員(田代一正君) 私も各自自衛隊の末端でこういうやりとりが具体的にどういうふうなあいに行なわれているかというところをつまびらかにしないわけではございません。無理やりに引きとめるという態度は最近やっけないという感じがいたします。特に親御さんともよく相談いたしまして、どうしてもそういう関係で困るということがございましてならば、やはりそれは聞かなきゃいかぬだろうというところで最近はやっけておるといふうちに私は聞いております。

○上田哲君 時間がいいから私は簡単に言っているつもりなんです。結論を聞きたいです。いま申し上げた程度では概略過ぎるけれども、四年間つとめた、まじめにやっめた。これは優良隊員なんです。だから私はいろんな立場もあるから名前も言わなければならぬ、この人が明らかに農家であることを継がなきゃならぬ。両親に農業継統の力がないので、退職をさせてもらいたいというのが理由であるならば、正当な理由として退職を認めますね。

○政府委員(田代一正君) これはケース・バイ・ケースでございますので、後ほどまた上田委員……。

○上田哲君 原則はどうですか。

○政府委員(田代一正君) 原則としては、さっき申しましたように、親御さんが他に事情を承けてみて、どうしても御本人が帰らないと家業ができないとか、そういう状態になりますと、やはり私もとしましては、その方がおやめになるというところを承認せざるを得ない、こう考えております。

○上田哲君 どうもちょっと——もうこれでやめますが、承認せざるを得ないとか、もしそういう言い方だったら、徴兵になるじゃないですか。何を言っているんですか。これは明らかに、当然に退職を認めますと言わなきゃいかぬのだよ、これは、そんなことを言っているから国民はますます自衛隊に反感を持つて、何年防衛庁にいるか知らぬけれども、自衛隊法読み直さない。明らかに、いま私が述べたような事由によるのである、退職を直ちに認めることが原則であります。原則であります。いいます、個別なことは私は本人の立場もあるから、これはあなたのほうへ資料を渡すから善処していただければそれでいい。そんな言い方を国会の議事録の中で、やむを得ないと考えます。なんという言い方じゃ困る。法に照らして御答弁いただきたい。

○政府委員(田代一正君) ただいま承認するといふような表現を使ったのは、自衛隊法の四十条に

「退職の承認」という欄がございまして、その法文に従いますと、退職を承認しないことは、こういうかきくしとかの場合には退職を承認しないことができるという法文上のことはございまして、そのことを踏まえて私は答弁いたしましたつもりでございます。

○上田哲君 へ理屈を言わないですっきりしろよ、おこるぞ、おれは。

○政府委員(田代一正君) そういうことで、ただいまおっしゃられたケースにつきましては、実を申し上げますと詳しくですね……。

○上田哲君 だから原則を言っているじゃないか。

○政府委員(田代一正君) だから、原則といたしましては、さっき申しましたように、非常に著しく家業が圧迫をこうむるとかいうようなことであるならば、それを、退職を承認するということにならうかと思えます。法文上は、承認することが自衛隊の任務の遂行に著しい支障を及ぼすと認めるときについては承認しないことができるということでございますので、その逆の解釈等々から考えますと、やはり私がさっき申しましたようなことでよろしいのじゃないかと思っております。

○渡辺武君 私は、きょうは時間がないので、ほんの三四つのことを端的に伺いたいと思っております。大臣の御答弁も端的にお願いしたいと思います。

憲法八十一條には、これは専門家の大臣に、仏の耳に念仏ということになると思っておりますが、一切の法律、命令、規則または処分について裁判所は違憲審査権を持つていふことが明記されております。ところが政府の例の統治行為論によりまして、高度の政治判断を要するものについては裁判所の違憲立法審査権は及ばないということを主張しているわけでありまして、一体憲法のどこにそういうことが書いてあるのか、まず伺いたしたいと思います。

○国務大臣(田中伊三三君) それは明文はどこにあるかというお尋ねでございます。それは明文じゃないのです。三権分立の原則からきておる。三権分立の原則からいって、そういう高度の政治判断を必要とする判断は、国権の最高機関がやるべきものだ。国権の最高機関がどうしてそんなことをやるのかというところ、それは国民がきめることだということですから、別論をすれば、国民から選ばれておる国会、その最高機関たる国会が、国民の意思と直接に深い関係のある国会が、そういう大事な政治判断を要することは考えるべきものである。裁判所を侮辱するのじゃないのです、そうじゃないですが、裁判所というものは、国民から申しますと、間接的なものである。そういう国家機関にそういう大事な判断をやらすべきものではないのだ。憲法上の条項と申します、三権分立論の条項からいってそういうことが生まれてくる、そういうことでございまして、条文はございせん。

○渡辺武君 憲法に条文として明記されていないのです。しかるに、政府は三権分立の条項なるものを持ち出して、そうして憲法八十一條がはつきりと裁判所の権限として明記している違憲立法審査権、この適用ができない範囲があるという立場をとっている。これは私は非常に重大問題だと思ふ。一体高度の政治判断を要する問題、つまり裁判所の違憲立法審査権の及ばない範囲、その内容は一体何なんですか。また、その範囲というのは一体どの範囲なんですか。それは法で特定されているものなんですか、どうなんですか。

○国務大臣(田中伊三三君) それは先生のおことはを妙に私が押し返すようでは悪いのですけれども、特定されたりしている筋のものではないでしよう。重要な判断はそのつど判断をすべきものではないでしようか。その判断はだれがするのかわからないでしようか、どうでしよう。ですから、裁判所にみずからそういう判断をしてもいい。第一審の判断は間違いないんだ。そんなこと

を裁判所が言つちやいかぬのです。そういうことは裁判所が判断すべき範囲外のものである、範囲内のもではない、範囲外のものである、こういう判断を裁判所がして、その前提に立つて御裁判をいただきたいということをこれから言うて出るのでありますが、まだできておりませんけれども、これからそれを言うて出るわけです。特にこれとこれとこれというときはきまつてあるわけではないのです。きめようもないことである、こういうふうに御判断をいただければよいのではないかと思ひます。

○渡辺武君 政府の立場は、いまの法務大臣がおつしやつたことは若干いまままで違つておつたんじゃないでしょうか。高度の政治判断を要する問題、あるいは国防の基本に関する問題、だからこれは裁判所の扱ひ問題じゃないんだという議論を立てておられた。なるほどいまままで裁判所の違憲立法審査権、これが及ばない範囲というもののについて、全然裁判所が見解を示さなかつたわけじゃないと思ひます。しかしこれは非常に特定された、個々の限定された条件のもので見解だつたと私は思ふ。今回政府がとつてゐる態度というのは、その及ばない範囲というものを、これを高度の政治判断を要する問題だ、これには裁判所の違憲立法審査権は及ばないんだと一般化してゐる。そういう立場に立つたならば、これは憲法第八十一条にはつきりと認めてゐる裁判所の違憲立法審査権を、これを一般的に否定していくということにならざるを得ないんじゃないでしょうか。どうでしょう。

○国務大臣(田中伊三次君) 先生、これね、おことばですけれども、そんなに何でもか、自衛隊をめぐる問題は、そんなに先生のおつしやるように低い問題でしょうか。これは国家の運命を決する最大、最高の大問題と違ひますか。裁判所の判断に属せざる問題がある、事項があるとするれば、これこそ、これがはまるんじゃないですか。自衛隊の最高のもじやないですか。自衛権でしよう。自衛権のない国家は国家じゃないんだ。それは人間集団です。どうぞ御自由に侵略してください。

自衛はいたしませんという国家なら主権はない。こういうことなのでありますから、何が自衛権か、何が自衛の範囲かというところは、国家、国民の最高の問題、これにタッチしちやいけません、タッチせずに裁判をしないというところをこれから言うて出るんですよ。これが今度の控訴事件なんです。ですからたいへんな、憲法八十一条を修正する、けしからぬと、それに制限を加えるといったような問題とは違ふのじゃないでしょうか。憲法をお読みになればわかりますように、法律、命令、規則、その他一切の政府の処分ということが書いてある。下のほうのことを書いておる。上のほうのことは書いてないでしよう、よくお読みになると。それがどうか、正しいか正しくないかというところを裁判所御自身に御判断をお願いしたい、しつかり願ひますというところを言うんです。これからこれを言うて出るわけでございます。

○渡辺武君 それは重大な内容を持った答弁だと私は思ひます。それは専門家の法務大臣十分御存じだろと思ひますが、八十一条、明確に読んでみます。「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。こう書いてある。大憲法というものは、これは、特に戦後の憲法は、戦前の政府のあの侵略戦争その他、あるいはさらに言えば日本の国民の基本的な権利についての著しい侵害、こういう状態を踏まえて、国家の行政、これを規範するものとしてつくられたものであるというふうに見なさなければならぬと思ひます。したがって、国家の行為一切、これについて裁判所が違憲審査権を持つてゐるというのが憲法八十一条の根本の趣旨でなければならぬ。自衛の問題、これはなるほど大きな政治問題でしよう。まさに大きな政治問題であればこそ、これが憲法に合致するかどうかというところを、これを当然裁判所が審査しなきゃならぬ。その権限を持つてゐるというのが、これが憲法八十一条の根本趣旨でしよう。

しかも、時間がないから申し述べけれども憲法九十八条では「この憲法は、国の最高法規であつて、云々と書いてある。憲法が明示してゐるその点こそは国がまさに守らなければならぬ最高の法規です。憲法の八十一条で明記されてゐるその問題について、高度の政治判断を要する問題だという一般論から、その適用は除外されなければならぬという議論は、これは憲法八十一条にも九十八条にも反してゐる。まさに憲法の上に行政府の必要、都合を置くという態度じゃないですか。この点どう思われますか。

○説明員(員家克己君) 憲法八十一条との関係でございしますが、御承知のとおり、最高裁で統治行為論をとりました判例が二、三ございします。それらによりまして、たとえば砂川事件の判決におきましては、安全保障条約が問題になつたわけでございますが、これは主権国としてのわが国の存立の基礎にきつめて重大な関係を持つ高度の政治性を有する問題であるというところから、それが違憲であるかどうかの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には原則としてなじまない性質のものであるというふうな表現を用いて判決をいたしております。さらにその一年後に出了た苦米地判決におきましては、衆議院の解散が直接国家統治の基本に関する高度の政治性のある国家行為であるということを理由として、同じく司法審査の対象外にあるという判断を示してゐるのであります。

これらを通じて考えられますのは、こういったいわゆる統治行為論というものの理論的な根拠をいたしましては、司法権に内在する性質から見まして、そういった高度の政治的な行為が司法権の対象に包含されてゐないというふうな考えざるを得ないのであります。そういう観点から見ますと、憲法のたとえば司法の条項全般につきまして、司法権そのものにそういつた内在的な制約があるというところからいいますと、八十一条もあくまでその司法権についての規定でございしますので、初めからそういった制約をこりむつたもの

としての規定だというふうに見ざるを得ないと思ひますのであります。この趣旨の統治行為論の必要につきましては、従来この長沼事件の第一審事件におきまして、あるいは砂川事件、これは刑事事件でございしますが、砂川事件等におきましても、あるいはその他他事件というふうな事件がございしたけれども、そういった事件を通じて、国側あるいは検察側が一貫して主張してきつたところでございます。

なお、法治主義が破壊される、八十一条がだめになつてしまふという問題につきましては、まさに法治主義、さらに進んでは裁判所によるすべての行政その他の行為の審査権、まあ司法優位と一般に言うておりますが、まさにそういつたたてまえをとりますからこそ、初めて統治行為の問題が生じてくるのでございまして、戦前の日本のように、行政訴訟についての列挙主義をとつておりました国、あるいは戦前のドイツのような国におきましては、統治行為論というものもは少なくとも戦前はあまり聞かれたことがなかつたわけでありまして、そういう必要が本来あり得ないわけでございます。いまのわが国でありますとか、あるいはアメリカあるいはフランスのように、行政に対する司法というものの、司法権の範囲が、審査権が大きいところにおきまして、初めてこういった統治行為論というものが生じてくるということに御留意をお願いしたいと思ひます。

○渡辺武君 まあ時間がないからやめておきますわ。全然茶坊主の見解じゃないですか。
○委員長(原田立君) 午前の質疑はこの程度とし、午後二時まで休憩いたします。
午後一時休憩
午後二時十一分開会
○委員長(原田立君) これより法務委員会を再開いたします。
休憩前に引き続き、検察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○佐々木静子君 前回に引き続きまして、また金大中事件に関しまして質問をさせていただきたいと思ひます。

この間から非常に心配していることでございまして、どうも金大中事件に対する日本政府の追及というものが当初考えられていたよりも非常に弱腰になってしまつて、いまや立ち消えというわけではないんですが、形の上ではちよつと休憩、中断されたような状態になっているわけでございまして、いまも申し上げているように、私の尊敬しているところの法務大臣が非常に鋭い第六感で、事件が起こるや、この問題を取り上げていただいたにもかかわらず、何だかどこでどう引つかがつてゐるのか、話が前に進まないといふことで、たいへんに歯がゆい思ひを、これは全國民、全國民ばかりじゃない、アメリカやヨーロッパの人たちにおいてもたいへんに歯がゆい思ひをしてゐるようなわけでございまして、その後の、特に捜査官を交換するというふうな問題なども、金山前大使を通じて交渉しておられるといふ話ですが、どういふ経過になっているのか、簡単に外務省と警察庁から伺いたいと思ひます。

○説明員(中江要介君) 金山前駐韓大使の韓国訪問は、これは全く個人の資格で、金山前大使が関係しておられます研究所の仕事で行かれたといふことでございまして、事前にも事後にも、政府とは、少なくとも外務省とは何の打ち合わせもなく、ただ日本政府がどういふ態度で臨んでゐるか、あるいは日本国内の雰囲気はどうであるかといふことは、これは当然踏まえて行つておられると思ひますけれども、その内容については、政府の外交チャンネルでやつております交渉とは関係のないものという認識でございまして、新聞報道などでは捜査官の相互協力のようなことが報道されておりますけれども、外務省といたしましては、それについては何ら聞いておりませんし、具

体的な内容も承知しておらないわけでございします。

○説明員(佐々淳行君) ただいま外務省から御答弁がございましたように、まだ韓国側から外務省に正式の提案がなされておられませんので、警察庁にいたしましては、まだ具体的な検討段階に入つておりません。正式な提案がもしございましたら、その時点で関係官庁と協議をいたしまして善処いたしたいと思ひております。

○佐々木静子君 それでは、警察庁のほうはその後、一昨日でございしますが、やはり金大中について質問させていただいたわけですが、その後何か捜査上に進展はございますか。

○説明員(佐々淳行君) その後特に申し上げるべき進展はございません。

○佐々木静子君 警察庁のほうもたいへんに御苦労なさつて、いろいろと傍証を固めていらつしやると思ふわけなんですけれども、この問題で韓国 CIA というものが非常にクローズアップされた。知つてゐる人は前から問題になっておつたわけですが、日本國民の間にもこの K CIA の正体といふようなものが、これはみな注目するようになった、そういうふうな事柄もございまして、いま CIA にいろいろとたいへんな目にあわされてゐる人がたくさんゐる。そのことで私もいろいろ話を聞いておるわけですが、前回からも申しておるやうに、なかなか、それのことについて話を聞こうと思ふと、たいへんにこわがつて言つてくれない。それを重ねて聞こうと思ふと、CIA というものがどんなにおそろしいものであるかといふことを日本の方がまだ知らないからそういうことを言うのだと、皆さんそろつてお答えになる。そういうふうなことで、私も聞きたいけれども聞けない。あるいは、これは私が聞いている話もあるのですが、これはぜひ秘密にしておいてほしいと言われているために、人に言うわけにはいかない、そういうふうな問題が実にたくさんあるわけであつて、何とか日本の警察がしっかりとやつていただきたい。

これは前から言つてゐることなんですが、きょうは、遺憾ながらたまたまそういうことになつたのかも知れませんが、在日韓國人の方の人権というふうなものも十分に守られておらないというふうな話が午前中の事柄にも出てきたわけなんです。現に、在日韓國人の方が刑務所の中で首陽で苦しんでゐるのに十分な治療も受けられずたいへんに苦しんで、そしてそのために身体に障害を起して、それによつて國に訴訟を起して、そして訴えが通つた、そういうふうなこともあるので、私はくどいようだけれども、法務大臣に、韓國人の方であつても、ちゃんと平等に、謝罪すべきことは謝罪してくれ、はつきりさつきからお願ひしてゐるやうなわけなんですが、実際のところは、韓國人の方が日本国内においても十分な日本政府による保護が与えられないばかりじゃなくて、非常に差別されているという問題が多いわけなんです。これは単に日本国内で差別されているという問題だけじゃないに、K CIA によつて日本国内でもいろいろの目にあわされてゐる。

これは前回申し上げましたように、八月の初めにやはり大阪で在日韓國人の青年が自動車事故にあつた。それはもつぱらの評判では、偶然の事故ではなくて、やられたのだ、形の上では事故死になつてゐるけれども、殺されたのだといふのがもつぱらのうわさになつてゐる。これなども、聞き込んでいただければ、すでに捜査当局はその問題を、真相をつかんでいらつしやと思ふわけであつたが、この間ちよつと伺つてみました、東大阪にゐる沈在玉という人ですね。そのことについて、何か K CIA のこととの関連においてお調べになつたことがあるかどうか。前回はそれは知らないといふやうなお話でございましたが、その後何かお調べになりましたか。

○説明員(佐々淳行君) 前回御答弁いたしましたように、具体的な事実関係が残念ながら私もわかつておりませんので、その後捜査はいたしておりません。沈在玉さんという名前は、私もこれまで聞いておりません。

○佐々木静子君 これは在日韓国居留民団の大阪府本部の副団長をしていた人でございまして、そして、それと同時に、大阪府布支部の団長もやつてきた人で、大阪における在日韓國人の中ではかなり有力な人だつたわけですが、実はこの人が、これはことしの、ついでこの間です、八月二十五日に大阪でなくなつたわけなんです。これはなくなつたのは、表向きは病死といふことになつておりますけれども、これは相當に理由があつて、まあはつきり言へば韓国 CIA によつて非常な拷問にあわされて、そして、結局それがもとで廃人のやうになつて、そのまま死亡したといふのが彼を知る人たちのすべての一致した証言のようであつた。

〔委員長退席、理事白木義一郎君着席〕

これは、私はなぜ沈在玉さんの件を取り上げて言ふかといふと、実はほかにもいろいろあるわけなんです。ところが、ほかの方は、廃人のやうになつたとか、不具になつたとか言つても、生きておられるから、やつぱり私のほうも何となく――まあこの方はもうなくなつたので、遺族の方の御都合はありますけれども、まあなくなつてしまつたから、これ以上 K CIA にこの沈在玉さんが苦しめられるといふことはまあないだろうといふことから、これは例示的に沈在玉さんのことを取り上げて申し上げるわけなんです。これはやはり日本政府としても考えていただきたいと思ふわけなんです。で、何回も言うやうですけれども、日本の中に六十萬の在日韓國人があり、私の住んでゐる大阪では二十萬もゐる。生野区などでは、韓國人の方のほうが多い町もあるわけなんです。そういうところでどういふことが野放しにされてゐるといふことは、やつぱりこれはたいへんな問題じゃないかと思ふわけなんです。

これはもうろんソウルへ連れていかれて、そしてソウルで拷問を受けて、そしてまた、廃人になつてから日本へ送り返されて、そして、結局日本で死んだといふ件ですけれどもね。この本人さんが生き残りつしやるときの話では、そもそも

そういうことになったのは、自分が民団の副団長であつて、彼はもう全く共產党らしい人間だったところが、K C I A のほうには、何か総連の人とのつき合ひもあるということ、ただそれだけのことでつかまへられて、それだけの目にあつた。彼は総連の人とは全然つき合つたことがない、また彼を知る人もみんなそう言うわけでございますが、どういふことにしろ、そういうことで、この人が帰つてきたときの様子、姿はだれしも目をおおうものがあつたというふうな周囲の人たちの、生きてゐる間のことを知つてゐる人たちの表現でございまして、また、この沈在玉さんが、これはソウルであつた目ですけれども、零下九度の張り詰めた氷の上で十人近くの K C I A がさかさまにつり上げて、氷で頭を割るなどの行為を続けられたので、そして、九月月にわたつてそのような拷問を受けたために、精神面にも一時はもうろうとして、そして、結局はだめになり、廃人となつて日本へ帰つてきたというふうな話、まあこういう話を、これはでたために言える話じゃないわけですが、これは東大阪でかなりの有力な人でもありませんし、知つてゐる人が非常に多いわけですから、そういう事柄もぜひ警察は注意をしてお調べいただきたいと思ふわけなんです。また、こういう事情もあつて、これは私の察するところですが、けれども、まだそういうことになるかと皆さんが困るということになるんですが、やはり終戦の事情などいろいろなお調べになれば、だれがどうした、彼がどうしたというふうなことも、これは明るみに出る部分も非常に多いんじゃないかと思ふのですけれども、そういう点、この沈在玉氏のことについての調査、いかがでございますか。

○説明員(佐々木洋行君) 前回は東大阪の住人と、韓国の方ということしか伺いませんでしたので、現在まで調査をいたしておりませんけれども、本日具体的なお名前と事実関係の情報の提供をいただきましたので、さっそく調査をしてみます。ただ、ただいま御指摘の韓国国内における拷問があつたか否かということに關しましては、

日本警察の捜査権の及ぶ範囲外でございますので、この点は十分な調査ができるかどうか、お約束をいたしかねますが、日本国内においてそういうことがあつたかどうか、この点につきまして事実調査をいたします。

○佐々木静子君 これはぜひ警察のほうで——これは例示的に申し上げただけで、これは私、この間七月の末から八月にかけて三人死んだといううちの一人でございますので、あとの二人はまだちょっと正式な御承諾をいただいておりますのでその話を申し上げてないわけでございますが、これは実にたくさんこういうケースがあることだけは間違いないわけでございますので、ひとつ十分に御調査をいただきたいと思いますので、ひとつ大臣にお伺ひいたしますけれども、まあこういうことがやはり日本国内——この拷問を直接したのはソウルのようでございますけれども、しかし、これがソウルでつかまつてゐるものもあるわけなんです。館から姿を消してゐるものもあるわけなんです。そういうことにおいて大臣は、まあまあこれは聞きおくで済まされるのか、こういう問題についてこのままでいいと思ひになるのか、どういふふうにお考えになつていらつしやるのですか。

○國務大臣(田中伊三三君) ただいまお話になりましたのをここで單に伺つておるわけでございます。それだけでこれをどうするかという直ちに軽々に判断をするということもむづかしい。いましかし、警察のほうにお話になつて、警察は調査をしてみると申しておる、警察の調査の結果などをひとつ参考にした、追つて適當な時期にお答えをいたします。

○佐々木静子君 大臣、あまりのんきにしていただいても困るわけでございますね、現にこういう問題が、沈在玉さんの件については御調査なさるわけですが、沈在玉さんの件については御調査なさるわけですが、沈在玉さんあると、いろいろと。これは申し上げてゐるんです、いろいろと。これはいろいろあるわけなんです。ですから、まあ調査した資料を見て、感情で、まあ何かしようと

思へばよろうか、そのときの氣まぐれでどちらでもいいようなことを大臣に言われると、これはたいへんに困るわけなんです。まあ、まあ、まあ、おっしゃらぬと思ひますけれども、一國の法務大臣として、こういうことが日本国内で起こつてゐるといふ事柄についてどういふふうに行政面で考えていられるかということをお伺ひしてゐるわけなんです。

○國務大臣(田中伊三三君) 私の申し上げておるの、事件が山ほどあるとおっしゃる、山ほどあると仰せになるだけではどうも答へるのしようがない。何月何日どこで何の何がどういふ被害を受けた、それが日本国の領土内であつた、わが國の主權の及ぶ範囲内であつたという事柄がわかりましてから法務大臣の意見を言う、これ筋でしよう。それわからぬか、いろいろあるんだと、これ一つでない、たくさんあるんだと、さあどうだといふお話は、承つてびっくりするだけでございませう。どうにもしようがない。法務大臣といふものはものを言へば責任がある。でありますから、事が明白になりました上でないといふこと、意見が述べられぬ。警察だつて同様のことです。調べると言つておるんだから調べてもらつて、それをひとつ参考にとつて判断をしてみろ。そういう先生仰せのようなことがあるとすれば、たいへん重大な事柄で、捨ておけるものでありません。しかし、どうするかといふことは、具体的内容がわかつてからでなかつたら判断はできぬではないかと、こゝ言つておるんだから、よいかげんな話をしておるなどとおっしゃつては困るのです。よいかげんなことではないんです。

○佐々木静子君 これは法務省といふのは、人權擁護局もあれば入國管理局もある。そんなにただ検察庁の直告の窓口のやうなことを言われたら困りますね、大臣として。もっと誠意ある答弁をしてください。

○國務大臣(田中伊三三君) 先生の仰せになることをちよつと私は理解がしにくい。検察庁は捜査をしております事件を警察から送致を受ける。それは事件が手元に来るわけなんです。もう一つは、送致を受けておらぬけれども、事件を捜査しておる途中において、こういう事件を新たに発見をしたという発見がある。これも一つの事件として取り扱わねばならぬ。被害がある、告訴がある、告発がある、これも取り扱わなければならぬ。そういう捜査の、一口に申しますと、端緒、妙なことはありますが、捜査の端緒と申しております……

○佐々木静子君 そんな話をしないで、刑事訴訟法の話は。

○國務大臣(田中伊三三君) 捜査の端緒がなければこれをどうするといふことを具体的に申し上げようがないではありませんかといふことをお聞きを願つてゐるのですよ。

○佐々木静子君 何も検察庁の話を私していませんよ。あなた人權擁護局も法務省の中にあるんですよ。その検察庁で無実の判決を受けた人にあいさつ回りをするばかりが法務大臣の用事じゃないでしよう。

○國務大臣(田中伊三三君) 人權擁護局があつて人權擁護に乗り出すかどうかといふこともいろいろありますといふお話だけでなしに、事が具体的に明白になつてまいりませんと乗り出しようがない。これはどう処置をしたいといふことを法務大臣がここで申し上げるやうなことができないでしよう。そのところはひとつ御理解をいただきたい。何か逃げておるやうにおっしゃるが、逃げたおのりじゃないんです。

○佐々木静子君 人權擁護局がですね、訴えのない事件について調べるといふケースだつて幾らだつてありますよ。何でもか、大臣のきやうの御答弁は、全く誠意がないじゃないですか。それならそれでけつこうです。在日朝鮮人の方々がどういふことに苦しめられておらうと、自分はいふやうなことはどうでもいい、とりあえず目先の利益のある人、それが法務大臣の仕事であるとおっしゃるならそれでけつこうです。そのやうに承つてよろしいですね。

○国務大臣(田中伊三次君) そういう受け取り方をしていたら困ります。そんなことは言っておきません。

〔理事白木義一郎君退席、委員長着席〕

○佐々木静子君 しかし、大臣の先ほどのお話はそうじゃないですか、そうでしょう。人権擁護は、これこういうことで非常に苦しめられているという話をしているわけですよ。警察のほうはそれならそれで自分のほうも一生懸命調べておる、これから調べるようにと言っているわけですよ。大臣のいまの御答弁は、一国の法務大臣としてこれは話にならぬじゃないですか。検察庁の捜査がどうか、警察から送致されぬとわからぬとか、これは検察庁の話ですよ。法務省には幾つもの局があるでしょう。それについて調べることだってできるでしょう。入管局だって、在日韓国人が領事館の中で消えているケースも幾つもあると言っているわけですよ。それならそれで、消えた韓国人が検察庁へ告訴するはずはないでしょう。ほったらかしにしておいていいとおっしゃるのですか。

○国務大臣(田中伊三次君) 先ほど御答弁を申し上げたとおりでございます。事が明白にならないと発動のしようがない、それは御理解をください。事が明白であって、行政上の処置をなし得る状況にあるのはおと、法務省は何をしておるか、おととはごもつともあります。それを言うておるのですね。

○佐々木静子君 事を明白にするのはだれなんですか、あなたじゃないですか。警察が明白にする場合もありますよ。しかし入管だって、入管のほうでは入管で調べなくちゃならないこともあるし、人権擁護局は人権擁護局で調べなくちゃならないこともあるんですよ。じつとすわって何かが明白になるのですか。それならそれで法務省としても一生懸命取り組むぐらいいことはせめて言えそうなのではないしょう。そういうことをやる気がないんですね、要するに。もう人権なんかはどうでもいいというわけですね、先ほどの御答弁で。それならそれでけつこうですよ、はつきり議

事録に残しておきますから。それでけつこうですよ。見えたようにテレビにだけ写って、そして自分のほうの關係のある、とりあえずの利害關係のある人のところだったら菓子箱でも持って見舞いに行こうかというふうな、そういう人気がりをなさる反面、声のない人のところにはほったらかしでいいと言われるならそれでいいです。議事録にはつきり残しておいてください。

○国務大臣(田中伊三次君) 曲解をされることは迷惑しごくで、曲解をされぬように。どういう発言をなさるということはあなたの御自由ですけれども、曲解は困る。私はそんなことは言うておらぬ。あなたが仰せになったんですね。誤解のないように。速記録が明白に物語るでしょうから。私はそんなことを言うておりませんよ。

○佐々木静子君 明らかにねばと言われたじゃないですか。明らかにするのは法務省の仕事じゃないですか。それだったら法務省がしっかりしないといけないじゃないですか。第六感ばっかり働かなくても、何もなければ何にもならないんじゃないんですか。第六感で——それが御答弁な片づくんですか、第六感で——それが御答弁なしとしとしてください。それで私の質問は終わります。

○白木義一郎君 関連。

法務大臣、ちよつと申し上げておきますが、いま佐々木委員から、あなたも法務大臣と私の先般のことについて何か利益があったというふうな意味の御発言がありましたけれども、そういうことは全くないという御答弁をお願いしたいんです。

○国務大臣(田中伊三次君) たいへん誤解があったことがらからしておるようですが、昨日のお話を承って私が率直に感じましたのは、検事がみずから進んで無罪の論告をしたと、こういう事件、まれに見るところでございます。これはよほどこちらのほうに手落ちがあったことに違いない、言わすも知れたことである、まことに申しわけないことだということでおわびにあがろうというところで、おわびの道を講じましたわけで、他意がご

ざいせんです。何か利害關係があつて行つたんであろうなんというおことは、これは佐々木先生が仰せになっておること、私はさうなことは夢にも思っておりません。たいへん真剣、慎重に、はなはだしき被害者に対して御同情をいただき、私は私の気持ちの上で、心でこれを受けとめて、直ちににおわびをしようということにしたいだけのことです。それだけのことでございませう。

○佐々木静子君 私はこの事柄について白木理事とけんかしているわけでも何でもありません。新開紙上で拝見するところでは、その疑われたい人が白木理事のなくなったところ、その疑われたい人である。それを聞いて法務大臣はあわててかけ込んだというふうになつておるわけですよ。これは事実か事実でないかは私は知りません、いま新聞記事で見ただけです。ですけれども、検察とか裁判というものはそういうものじゃないんです。これは法曹四十一年というのをいつまでもおっしゃるけれども、そういう御意図でなかつたにしろ、世間の人が疑惑を持つて見るようなことは、そういう誤解を招くようなことは慎まないとはいけません。現に私だけじゃありませんよ。その事柄について実はあの日の、一日の傍聴人の中からもあちこちからの問い合わせがありました。それから、いまも言っているとおと、弁護士の人からも問い合わせがありました。これはいわば社会から見れば良識のある人たちの声です。それから、率直に申し上げまして、検事さんからも怒りの声が起つておる。これは、やっぱり私一人の偏見じゃないですよ。私がヒステリーを起してかつてなことを言っているようなことで片づけられちゃいけません。私にヒステリーの点は多少はおわかりになりましたが、私の言っている意味が。

○国務大臣(田中伊三次君) 何か利害のあるものと仰せになるものですか、先生のおことばもそういう意味ではないでしうけれども、ちよつと引かかるんですね。利害があると、白木先生がどういふ御關係にあるかということ、私は存じ

知らぬことで、利害關係があると思えば菓子箱を持ってでも走るといふことは、幾らか、国会の御発言としてはいかなものかと思ふんです。議員さんの御発言ですから、つつしんで正して承りをするのでありますけれども、ちよつとそのおことば、いかになものかと思ふんで、そこへ白木先生が立つて、そういう關係がないと仰せになるから、私は、純粋に検事が進んで無罪の求刑をしたほどの事件である、これは申しわけのないことだという感じを強くいたしました結果、私の気持ちで単純な受けとめ方をいたしました結果、これは申しわけがない、おわびをしようということになつた、ただそれだけ、利害とは違ふんだ、そう言うてくださるなどいふことを、私は言うておるんです、これ。何かこう話がだんだんと険悪になつておきますけれども、私は話を険悪にしようなどという考えはないんですよ。そういうおことばがあるとおと一口言わぬならぬでしう、利害關係ないんだという。白木さんだつて迷惑でしう。どうかと仰せになると、私がやっぱり利害に關係がないんだと、こういう気持ち、単純な気持ちだつたんだと、こういうことを申し上げずにはおれないので、先生には悪いんですけれども、おそれるおと申し上げておきます。

○佐々木静子君 いまも同僚議員からお話があったように、もう少し御答弁のしかたがあると思ふんです。それは幾ら御自分が純粋だとか何とか言つても、相当な数の法律家が、あの発言は何だと言っているんですよ、現に。それに対してですね、それは大臣は大臣のお考えがあるかもしれせんけれども、やはり、それ、そう言われるということとは、大臣としてもやはりほめた話じゃないですよ。しかも、法務省内部の方からの、検事からの声ですよ、検事の方々がこのことを問題にしているわけですよ。それはもつと謙虚にお聞きにならないといけません。検事の方々があなたに向かつて面とおつしやれないでしう。だから、私がかわりに言つておるわけですよ、ほんとうのところを言へば、非常な怒りを持っています

よ、今度の何では。しかも、これは私利害があると言っているんじゃない。新聞紙によると——白木先生から何も聞いてないですよ。新聞によると、その被害を受けたのが白木理事のおとうさん、なくなったおとうさんの会社の人であったというふうな一流紙が書いているから、私が言っているわけなんです。だから、そういうことでいろいろと誤解が起きている。その起こすようになつたのは、やっぱり大臣があんまり調子のいいことを言われる。そして、白木理事は何も大臣に行つてくれと言つたんじゃないですよ。手紙を書くとか、使ひの人とかと言ひかけると、大臣、すつと立ち上がつて、いや私自身が参りますとおつしやつたんですよ。私もおりましたからほつきりわかつておる。それで、それがテレビなり新聞などに載つて、ほう、田中大臣というのは、というこになつてゐるわけだ、ほめる人もあれば、法曹内部では、これはもう何という人だということになつてゐるんですよ。それでいて、行つたかといへば、聞いてみると行つてないわけですよ。その話、そんなに、大臣、胸を張つて私に言うて聞かすほどえらそうなり口してもの言える話ですか、どうですか。

○国務大臣(田中伊三次君) 話がだんだん次元が低くなつておりました……
○佐々木静子君 いや高うなつてゐるんですよ。
○国務大臣(田中伊三次君) 非常な憤激をしておると仰せになる。良識、常識から、申しわけありませんといつてあやまりに行く手順をしたと、そんなに世の中の人々が憤激、憤慨を——ちよつと聞いてください——そんなに世の中の人々が憤激、憤慨をするような事柄であらうかとね。私のところには、あなたのお考えとは逆に、何としかしすなおな大臣じゃないかと、ちよつとこういふ民主的な大臣は少ないと、えらいことをするんじゃないかと、あやまりに行くのかと、本人が来るなら写真もとりたいなんと言つた新聞社もあるんです。たいへん高人氣、どえらい人氣。私もいろんな発言をしていろいろおしかりを受けたり、いろいろほめられたりしてゐるけれども、それは第六感演説みたいなものじゃないですね、これは、人氣のいいのは。

しかし、行けなかつたんです。今明日中に行くという約束をしたのに行けなかつた。それはその日は六時、七時まで委員会があつた。答弁は私にこれに、その答弁に当たつておる。翌日は午後五時までやつた。まさか夜おそく、夜の夜中におわびに行くわけにもいきまいというこで、自筆の文章をしたためまして、丁寧にその理由を申し上げておわびをいたしまして、御理解をいただきたい。たいへん喜んでくださった、これで満足をしたと仰せをいただいた。そういうことでございまして、そんなに憤激をする、私の所管する検事が憤激しておる——べん顔を見たい、どこを憤激するの。憤激するようなことでなさそう、行き過ぎたことでもなさそう、検事がみずから無罪の論告をするなどというやうな事態があつて、そのやうな重大な私は手落ちがあり、申しわけのないことをおかけたとおかしなことではないの、心持になつておかしなことではないの、自分か、あなたの先ほどの御発言の中では、そのこと自体を否定するものではない、攻撃するものではないと仰せをいただいた。よくわかつた話をしてくださると思つて、私は得心をしておつた。そんなに憤激すべきほどの行動でしょうか、これ、どうですか。

○佐々木静子君 これを憤激すべきことではないというふうにししか御理解できないと思はれます、あなたは限り、法務大臣の資格がないと思はれます、はつきり申しまして。検察のことが何一つわかつてゐられないですよ。あなたはきのういつしやになつたのは、決算委員会で忙しかつたからもありまされども、検察部内からの猛反対を食つて、行くに行かなくなつたんでしよう、そうでしょう。私はその事実もはつきり知つております。いかがですか、その点。
○国務大臣(田中伊三次君) そういう事実は、全くつづつた話でありまして、事実はございませ

ん。私が行くことは私の自由であります。こういう事情の場合におわびに行くことをだれがとめまつか。しかし、国会の時間の都合上行くことができなかったもので、おわびを付記して秘書係長を使ひに立てた、こういう事情でございまして。

○佐々木静子君 いま入つたニュースなのでさだかではありませんが、だれに對しての発表なのかわかりませんが、いま、この事件の弁護団が声明を発表したということなんです。これは自分たちが、弁護団が一生懸命にやつてかちとつたこの戦い、しかも一人の無実の人間が人権を脅かされたことによつてたいへんな苦痛のあつたことですね、それを適用して、法務大臣の人氣かせぎにそういうことを利用するというのは、ほんでもないことだということ、この事件の弁護団がいま声明を発表したというニュースが私のところに入つてゐるんです。大臣は、それはいろいろ見解はあるでしょう。しかし、一人よがりはやめてくださいよ。かりにも法務大臣なんですから、自分の人氣取りのために金大中事件を利用し、第六感を利用し、そしてまた、今度はお見舞いに行くと言つて利用し——自分の人氣取りはまた別にやつてくださいよ。この、法務大臣といういすにすわつて御自分の人氣取りをやられたのでは、法律家、法曹は、これは在朝在野を問はず、みんな泣いていますよ。ほんとうの話ですよ。泣いて検事は訴えましたよ、私に。その検事が悪いとあなた思われるのかも知らないけれども、大臣は少しは聞く耳をお持ちにならないと……私はそれだけを申し上げておきます。

私の質問を終わります。
○上田哲君 佐々木委員の御質疑を、また大臣の答弁を承つておりました、日本の法曹界の法灯いずこにありや、ゆらぎつあるのではないかと非常に私は暗い気持ちになりました。いずれ法制審議会の騒動予備罪等について少しお伺いをしなすきやならぬ主観的、客観的情勢が高まつてゐるという認識を強めたところであります。

しかし、それに先立つて、お時間をいただきましてので、先ほど私が午前中に質疑いたしました防衛庁の番組の問題について、その後また判明したこともありまますので、若干明らかにしておきたいと思ひます。

委員長からも再三の指摘がありましたように、防衛庁側の答弁まことにあやふやであり、明確を欠くのでありまして、時間の節約のために、能率的に責任ある御答弁をひとつときばきをお願いをしたい。

そこで、まず第一にしていただかなきやならぬのは、あなたは再三、先ほどまことに論理の取り違ひの見当違いの御答弁であつたけれども、契約が済ませていないのだということ、そのことがあつたらば十月第一週から十三回連続のクルー制作で始まる番組についても契約がないということをおわられたんであります。これは契約の問題ではない実体の問題でありますけれども、少なくともその発言は違つておる。代理店の大広と防衛庁の間には契約が済んでおるじゃありませんか。
○政府委員(田代一正君) 隣におります広報担当の課長から聞きますという、契約は了してないということでございます。

○上田哲君 委員長からの御注意がありまして、金大中問題をやりたいわけなんですけれども、それに関連をして、いろんなつながりが出てまいりますからお伺いをしてゐるわけですが、大広と防衛庁の間の契約は了しておる。知らないのですか、それとも契約が終わつてないというのですか。

○説明員(西廣整輝君) 御質問の点でございますが、私ども、官房長が申しましたやうな広報テレビをやるといふことにつきまして、各社に企画募集をいたしまして、企画の審査をいたしまして、大広さんの企画が一番よろしいということで、大広さんのやつを採用するといふ話がついておりますが、まだ契約はいたしておりません。と申しますのは、まだ中身をどういふ形で実際にやるかというところが具体的にきまつておりませんで、考え

しかし、それに先立つて、お時間をいただきましてので、先ほど私が午前中に質疑いたしました防衛庁の番組の問題について、その後また判明したこともありまますので、若干明らかにしておきたいと思ひます。

委員長からも再三の指摘がありましたように、防衛庁側の答弁まことにあやふやであり、明確を欠くのでありまして、時間の節約のために、能率的に責任ある御答弁をひとつときばきをお願いをしたい。

そこで、まず第一にしていただかなきやならぬのは、あなたは再三、先ほどまことに論理の取り違ひの見当違いの御答弁であつたけれども、契約が済ませていないのだということ、そのことがあつたらば十月第一週から十三回連続のクルー制作で始まる番組についても契約がないということをおわられたんであります。これは契約の問題ではない実体の問題でありますけれども、少なくともその発言は違つておる。代理店の大広と防衛庁の間には契約が済んでおるじゃありませんか。
○政府委員(田代一正君) 隣におります広報担当の課長から聞きますという、契約は了してないということでございます。

○上田哲君 委員長からの御注意がありまして、金大中問題をやりたいわけなんですけれども、それに関連をして、いろんなつながりが出てまいりますからお伺いをしてゐるわけですが、大広と防衛庁の間の契約は了しておる。知らないのですか、それとも契約が終わつてないというのですか。

方としましては、木原美知子という人をレポーターにしまして……。

○上田哲君 そんなことは聞いてない。契約の話だけしなさい。

○説明員(西廣整輝君) 契約はまだ済んでおりません。

○上田哲君 あなたは広報課長ですか。

○説明員(西廣整輝君) はい。

○上田哲君 広報課長というのは一生懸命求められないことでも話すが任務だろうけれども、国会というところはそういう役目を求めているのですから、聞かれたことに正確に答えればよろしいし、それ以外である必要もない。契約が終わっているか終っていないかということではありません。

この契約は終わっています。具体的な書類を取り寄せるところまで実は間に合わなかったのです。出席代理店は電通、博報堂、大広、第一広告、万年社、協同広告、共同広告、東京エージェンシー、東京PRセンター、三幸エージェンシー、以上十社であります。六月の末日に防衛庁の統幕教育室で、防衛庁は陸幕の広報高橋三佐以下が出席して説明を行なった。この話し合いがついていなければこのような制作が開始されるはずがない。はっきりあなたは契約と応募の採用ということを区別されたわけだけれども、具体的な商行為の認定行為としてはどうかしらぬけれども、事実上の商慣習としては、これは事実上の契約に当たるといえる。話をそこまで下つてもいい。私が言いたいのは、大広と防衛庁の間にはそういう契約を了しておるが、問題は各放送局にあると思う。この場合は全国のUHFを含める十七の放送局と個別に契約を結ばなければオンエアしないのであります。そうですね。そのオンエアをするための契約ができないのです。なぜできないのですか。

○説明員(西廣整輝君) 広告代理店になります大広と各テレビ局との間に契約ができるかできないかという点は、実は私どもの関知しない点である

わけでありまして、私どもは、広告代理店である大広に対して制作の契約と、それからそれを電波に乗せるという、放映するということを大広との間で私どもは契約するわけでございます。大広はそれに基づいて、おそらく各社でやられることだと思ひますけれども、その間の事情は私どもはまだ存じておりません。

○上田哲君 不必要なことは答えるが必要なことは答えないのを防衛庁の広報課長の任務とするのですか。どういふ内示になっているか知らぬが、国会へ出てきたら必要なことをもつと積極的に答えなさい。

私が聞いているのはそんなことではない。耳をかついてよく聞きなさい。必要以上の金を使つて、あまつさ電波を壟断しようというこの段階に至つて、そんないかげんな答弁では許されません。私が聞いていることは、防衛庁と大広とは事実上の契約を了してある。紙がどうなっているかというところは、あなたの方の大広がどうであることだから、これは紙を持ってくるかどうかと言われない限りどうしようもないが、具体的な経過としては、商行為の慣習として上がつておる。そうですね。それではどうしてこれだけの、一クルー十三回、三月から半年もかかるような大きな仕事を、ニュージランドまで行くような仕事を広告代理店が動き出しますか。そんなことは議論にはならぬ。

問題は、そこまで具体的に金を使い人を使い、フィルムが回っているのに、私が質問をしていることは、問題は、放送局の電波に乗せなければならぬのは、大広という広告代理店、制作会社と各放送局との契約ができないから乗せられない。それがなぜ契約ができないのか。九月の二十日ではありませんか。十月の第一週は目の前ではありませんか。一クルー十三回というのは、一回目がだめになつたらすぐつながらるものではない。番組改定期というのが必ず来るんです。そうすれば、一回目がだめになるといふことは全部だめになる。そんなことはできない状態になっているにも

かかわらず、あなたの方がさつき私への質問に対する逃げ口上として使つた契約ができておりません。契約ができてなかつたら困るのはあなたの方ではないか。にもかかわらず、結論は、この放送を變更するつもりはありませんという答へではないか。ということは、契約にもかかわらず事態が進行しているといふことを裏書きしているではないか。そうですね。そうですね。にもかかわらず、その出発点でなければならぬのは放送局と大広の契約ができないのはいかなる理由に基づくのかと聞いているのに、関知しないとは何事か。金を出しているところが放送を何よりもしてみたい——大広がしたいからやっているとあるじゃない。あなたの方がわざわざ防衛庁に十社の広告代表者を集めて、わざわざ説明をして、手の上がるやつは手を上げる、いい企画があつたら持つてこい、そういうことで買ひ取つた話ではないか。何もこちら側が自分のほうから持ち込んだ企画じゃない。あなたの方がつくりあなたの方が出す積極的なこのPR番組を、それがオンエアができないような状態になっていることを、関知するところではないといふような答弁が許されますか、一体。

しからば聞くけれども、ほんとに関知しないといふことで最後までいくのか。言えるならそう言つてごらん。税金のむだ使い、監査請求もしなければならぬ。別な問題に問題は発展いたします。関知しないといふことを言い切るんなら言い切らなさい。法務省もそちらにいらつしやるから。会計検査院も呼んで聞くのではないか。当然関知すべき義務があるではないか、内容のいかんを問わず。すなわち、この内容がなぜ具体的に契約事項にならないのかという事情を説明しなければならぬじゃないか。

○説明員(西廣整輝君) いま先生がおっしゃいましたように、企画としてはそういうふうに私ども決定いたしました。できれば十月第一週からオンエアしたいといふことで進めておりましたが、何ぶんにもまだ先生がおっしゃるようなことがあるかもしれません。大広さんのほうと各テレビ局

との間の、どこどこに放映できるか、何局でできるかといふことについて大広さんのほうから私どものほうにまだお申し込みがありませんので、契約ができない状況であります。したがつて、十月第一週からはたしてオンエアできるかどうかといふことも疑問であらうかと思ひます。

○上田哲君 ほうら、だんだん話が変わつてきたじゃないか。官房長に聞きますよ、いいですか、今度は官房長ですよ。しつかり答えなさいよ。あなたは最後まで計画を變更せずつづける、十三回目には防衛庁長官でも出さなければならぬといふことをさつき苦しまされに言つたじゃないか。計画を變更する余地があるのか。あるならけつこうだ。こんなばかばかしい、国民に疑惑を二重、三重にするようなものは直ちにやめなさいといふことを私はさつき五カ条にわたつて、わからなければメモをとるなさいと言つて質問をして答弁を求めたではありませんか。そのときあなたの答へは何だった。あなたは広報課長の上に乗つて、耳打ちをされながら答弁されているのだから、それが間違つてたといふのなら答弁を撤回されて、放送が十月第一週からできるかできないかわからぬといふところへ戻られるならけつこう、契約事項の問題なんか私は一々はじくり返しませんよ。そんなところまで踏み込まない。もつといふいろいろなデータがいまあるのだけれども、そこまで踏み込まないから、やれるかやれないかわからぬといふのなら、そういうことでは話をお返しなさい。しかし、しつうとに向かつて言うようなつもりでいかげんな答弁では許されないことを一本くさしておくが、十月第一週のオンエアといふのが今段階において放送ができるかできないかではすみません。そんなことは放送のシステムからいって、九月の二十日になつて、十月の第一週の放送が一クルー十三回、数カ月に及ぶ番組ができるかできないかわからぬといふようなことが九月の二十日になつて、スポンサーのほうからわからね、広告代理店がわからぬな

んといふ常識は絶対通用しないのだといふことを

踏まえた上で、これを撤回する意思があるというのなら、そのことで御答弁をなさいます。

○政府委員(田代一正君) 私がけきほど御答弁申し上げましたことに関連いたしますが、私が申し上げたことは、防衛庁といたしましてはこういう計画を持っていて、こういう広報政策を持っていて、これを変える意思があるかどうかというふうに私は理解いたしました。私は変える意思はございませんというのを申し上げただけでございます。私の答弁いたしました意味はそういう意味でございます。

○上田哲君 あなたの官僚的発想としては、この番組の命運に責任を帰するということよりも、官僚答弁として脈絡を何とか保つことができないならばよしとされるのだろうか、うまい、これは。ほめてもいい。なるほどあなたはこの番組を内容において、方向において変えようとするという願望を表明したのであると言え、なるほどそれはいいでしょう。税金はそうはいきませんよ。防衛庁における官房長としての地位はそれぐらいのところ、何とかなるのだろうか、これだつて国民の税金なんだ。一兆に達せんとする四十八年度防衛予算の一部だ。来年は一兆一千五百七十億円になるという大予算の継続となるべき金だ。払うのはみんなだ。そんなものをあなた、脈絡をただ論理的に合わせるだけの答弁のうまいまいくらいで済ましてもらうわけにはいかぬ。しかも、日にちは迫っている。放送局というのはそんなに簡単に、かきを一取りかえるように、スイッチ一つ取りかえるように、九月の二十日になって十三回の連続番組というものが急にえらわれるものではないし、そんな常識は通用しませんし、もっと大事なことは、広告代理店が納得しませんよ。広告代理店が納得しませんよ。もう一步教えてあげましょうか。広告代理店の大店は、もしこれがだめになるのだつたら——これはあとの話にからまるのだけれども、だめになるのだつたら、放送料はどうなるのだ。それは防衛庁が万一の場合にはお払いいたします、こういう

ところでいまからくもつながらいつあるというのが実態ではありませんか。広報課長、それぐらいのことを知らぬことはないでしょう。よく話を聞いてしっかり答えてください。私が聞いているのは途中の経過ではありせんよ。いま、論理的にはあれで話が通じつづけたようつもりで御答弁をされたけれども——私はじくじくといじめているつもりはない。腹が立つ。腹が立つんだ、これは。私も言論機関の出身だから、マスコミというものと、電波とかいうもの、番組というものを、役人が税金の使い方をふまじにしながらこういう形で壟断するということは許せない。私ももと記者のはしくれとして、こういうことが一番神経を害する。だから、役人的発想でごまかしてくるんなら徹底的にやるから。私は、大きい声や単なる論理の言い回しで追及するつもりはないから、データで詰めるから、十分にこの裏に責任を持ちながらしっかりと答えてください。いいですか。もう一ぺん整理をしておく。

第一に、あなたの方の発想や願望はともかく、この放送は実現しないで終わる可能性を、余地を残しているというのか。——言い回しはやめてもらいたい。そして、いま、大広と各放送局との間に契約ができないという理由は何か。そして、この契約ができず放送が実現しなかった場合に、それにもかかわらず、これまでの制作費、放送料というものは広告会社を支払うということになっているのか。それならば税金のむだづかいだと私は思うが——私は具体的なデータを持っていますから、いいですか、しっかりと答えていただきたい。

○説明員(西廣整輝君) 二つの点に分けてお答えいたしますと、まず、制作費は税金のむだづかいというふうな御質問があったわけでございますが、御承知のように、官でございますから契約しない限り債務負担は起こりませんし、金を払うというところは全く起き得ないわけでありました。したがって、契約もしないで経費負担をするとか、そういういふような事実は全くございません。さらに、これがいつから放送できるかできない

か。それから今後どうするかという問題でございますが、第一点は、この契約はおそらく二つに分かれようかと思ひます。一つは、そういうテレビ用のフィルムを制作する契約と、それから放映する契約という二つに分かれようと思ひます。何となれば、従来から——昨年、一昨年とそれぞれ五回あるいは三十数回にわたりましてわがほうの広報映画を地方のテレビ局で放映しております。ところが、そういうふうに何度もやりましたので、手持ちの広報映画がなくなつてしまつたということで、今回、テレビ用の安上がりなそういう番組をつくりたいということで制作を一つ考えておるわけでありました。したがって、それをつくることと、それからそれを何局に今度放映できるか。しかも、それは十月からのもの、一月からのもの、いろいろあるかと思ひます。来年使用場合もあると思ひますが、それはまた別契約にならうかと思ひます。したがって、この十月直ちにできるかできないか、あるいはこの制作を中止するかしないかということになりますと、私どももいたしましては、ぜひ、こういう広報テレビ映画をつくりたいということ、ぜひ今後引き続き放映していきたいという気持ちには変わりございません。

○上田哲君 あのね、どうしてあなたの方は、こういうふうな一つ一つきつと質問しているのにきつと答へられない習性をお持ちなんですか。三つ一ぺんに聞くと完全に混乱をするようですね。一つ一つ聞きますけれども、いいですか、その一つ一つ聞く前のもう一つ前に、あなたはいつから広報課長になられたか知りませんが、聞いておきましょうか、いつから広報課長になられたか。

○説明員(西廣整輝君) 昨年の五月からでございます。○上田哲君 昨年の五月からおやりになつたらもう少し勉強してもらいたい。何をおっしゃる。番組を制作する費用と放送する費用とおっしゃつた。

○説明員(西廣整輝君) 電波料でございます。

○上田哲君 そういう分類でありますか。防衛庁はそんなにたまたま金の使い方をしているのか。テレビが発足した二十八年以来今日まで——私は民放のほうじゃないから詳しくは知りませんよ。しかし、放送の常識として、放送料と電波料にきまつているんです、こんなものは。あとはその内訳にすぎない。そんなことを、いいかげんなことを言つてもらつちや困りますよ。だから私はさつきから、もしこれができないことになつても放送料は払うのかと、こういう質問をしているんです。そんないいかげんなことで、不勉強で答へられると思つて出てきてもらつちや困る。そこで——いま、基礎知識のレクチュアをしているのだ。(笑聲)時間をむだづかいして、向こうへ行つたりこっちへ来たりしてのいいかげんなあつちやこつちやを整理してもらつた上で聞いているんだが、私は、三つ聞くとまた混乱するから一つ聞きます。繰り返して聞くのは、これは放送しない、オンエアしないことになる余地を残しておるのかどうかということですか。

○説明員(西廣整輝君) お答えいたします。まず第一点、先生いま御教示ありました電波料と制作費の問題でございますが、通常テレビでも二種類、御案内のことと思ひますけれども、キー局を通じまして一斉に十数局なりがネットしてあるという場合は、当然その一つの番組で制作費、電波料というものが出てくるわけでございますが、今回の場合は中央のキー局を使わない放映でございますので……

○上田哲君 使えない、と言ひなさい。○説明員(西廣整輝君) したがって、制作したもののについて個々のフィルムを貸与してそれぞれの地方テレビ局で放映するといふならば形になりますので、申し上げたように制作費と電波料と申しますか、放映の關係が別になるというふうに申し上げてあるわけでありました。

○説明員(西廣整輝君) したがって、制作したもののについて個々のフィルムを貸与してそれぞれの地方テレビ局で放映するといふならば形になりますので、申し上げたように制作費と電波料と申しますか、放映の關係が別になるというふうに申し上げてあるわけでありました。

○上田哲君 放送料の内訳にすぎないじゃないか。

○説明員(西廣整輝君) それから第二点のごときでありますが、私どもは、これを制作いたしました見込みがないというところでありまして、当然そういう契約はできませんので、放映されるという見通しが立った段階で契約をいたすことになるかと思ひます。

○上田哲君 じゃ、放送されないという余地も物理的にはあり得るというわけだ。そうすると、問題は、代金はいい。これは応募したんですよ。認めただけだから。すでに金は使っているわけなんです。これはあとで問題にします。代金はいい。しかし代行と放送局の間で話し合いがつかないか問題になるわけだ。キー局を使う場合と使わない場合がある。――正確に言うと、キー局を使う場合と使えない場合がある。今回の場合は、キー局を使わない場合がある。用語を正確に言いたくない。そうすると、今回は、あなたのほうは十七の放送局、UHFを含めて、一つ一つ契約をしなければならぬ、こういうことになる。この契約がうまくいかない理由は何ですか。

○説明員(西廣整輝君) 各テレビ局との一つ一つの契約というものは、代理店になります。代行とテレビ局との関係になると思いますが、現在代行から私どものほうに申し入れておられますのは、十数局というものが放映可能であるということで、契約方を申し入れてきておられるわけでありまして、その後放映がむずかしいという話は私どものほうには参っておりません。

○上田哲君 参っておりません、と言われけれども、もうちょっと常識に返ってください。

いいですか。私はさつき四月とひよつと言ったので失敗したのだけれども、半年です。十三回、半年にわたって十月から放送する。いいですか、その十三回にわたる大放送を、十月から始まるやつを、この九月の二十日になって、各放送局と契約ができておらぬということにつ

て、スポンサーは契約ができていないでいいということになるのか、あなた。それじゃ急慢じゃないか。防衛庁長官に対して相済みぬで、腹かつさばかなければならぬじゃないか。そんな業務怠慢、困るじゃありませんか。話をまじめに戻そう。もつとまじめに答えなさい。今日知らないというのなら、あなたは責任を問われるべきことだ。税金ですぞ、これは。ほんとうに知らないのか。知らないのなら教えてやるしかないんだが、契約は現時点でできていない。これは間違いない。契約が現時点でできていない。しからば先行き不安があるんだということだけは物理的に認めざるを得ません。

○説明員(西廣整輝君) 私どものほうには、実を申しますと、広告代理店のほうじゃなくて、たとえばマスコミ労連そのほかのほうから、とりやめなさいといういろいろのお申し入れがあるわけだ。ごまかす。したがって、そういう客観情勢としていろいろむずかしい問題があるというところは存じております。したがって、実は広告代理店でありまして代理店のほうに、だいたいようぶということがあつて、代理店のほうからむずかしいとかそういう話は来ておりませんけれども、私ども自身がそういう情勢が完全に見えぬがつかまではやらないというかまえておられるわけがあります。

○上田哲君 あなたも将来法務大臣ぐらいにはなれるよ。

マスコミ労連なんというのありませんから、念のために勉強してください。

これは一つ一つの放送局を全部言ってもいいんだけれども、それぞれの放送局でいま契約ができていないんだ。それを、これだけの巨費を投じて、これだけの無理を押しやうとしながら、これで番組ができるかできないかにもうちょっと神経を使います、たとえは私企業ならば。税金を湯水のように使っているから、これが普通の常識なら十月から始まるシリーズに九月の二十日になってできそう

もなくなくなつてきて、それでもそんなに神経がびりびりしなくって、国会へ出てきて、つまびらかにいたしません、なんてことを言つていければ済む。これはとんでもないことです。

とんでもないことですが、そこを幾ら追及しても、何とやら何とやらに何とかだろからこれ以上は申し上げないが、問題は何かといへば、長沼判決です。長沼判決です。長沼判決が出てきて、少なくともいかにコマーシャルイズムとはいへば、このように――あなた方、六月の末にみんな集めてこつた番組をつくらんかといつて――これは入札です。入札をした代行は言つていますよ、おれは入札で勝つたんだと言つていますよ、責任者は。入札で勝つた、コマーシャルベースの先端にいる番組制作の広告社がね。大手の広告社。そこでこれまでの企画のような番組でつくつた番組をそのまま放送するといふのは、いかに何でも長沼判決がこれだけ明快に出ている中で、国論がこれだけゆれていゝ中で、盛り上がりつつある中で、これは放送として、マスコミとして、成り立つまい。その良心が、この前の六月の段階からまっくらに押しつけてきた。この十三回番組に対して契約をさせないんですよ。これが実態ですよ。そう言つたら、いままで知らなかつたと言つていた答弁が、いや、そんなことはありせんといふことになりませんか。知らないんだから承るしかないでしよう。知らないんだ、知らないんだと逃げてるから、知らないんだ、聞かせようといふことなんだ。これは。知らないで教えてあげる。あなた方が考へているほど、いかにコマーシャルイズムの先頭にあると云われても、民放の諸君の中に良心はありますよ。もう一つ言へば、これだけ国論が大きく長沼判決で動いて、それでも自衛隊ばかりを前に押し出してぬけぬけとやるようなPR番組では視聴率が上がらぬだろうという計算もある。いいですか、実利と理念と二つの道から、この番組はいま行き悩んでいるのですよ。この問題についてはあなたは、

開知いたしません、広告代理店にまかせておられます。――きょうの答弁としての逃げ方ならそれもあつかうしれない。防衛庁は嘆くんじやありませんか。国民は納税者としておるんじやありませんか。私はそういう態度は許せないと思う。基本姿勢のところだからちよつと抽象的なことを言うよりしやうがないんだが、こういう実態なんです。だから契約が進まぬのです。それについてどう思ひますか。こういう事態についてあなたはどうか反省しますか。

○説明員(西廣整輝君) 今回の番組の細部はきまつておりませんが、一応中身としましては、まず自衛隊の実態、こういうものだとおつて、とをしろつとであるインタビューを通じて見てもらうということでありまして、しかもそれによつて、全く自衛隊というものを知らなかつた人が見た感じでいろいろ疑問を持ちあつては関心も持つといふことに対して答えていこうといふことでありますので、番組そのものからいって、全く差しつかえないといふふうに考へております。

○上田哲君 そんなこと聞いていないじゃないか、ちつとも。じゃ、官房長。そんな答弁能力のない男と話してもしょうがないから、あなたに聞いていく。

いいですか。担当者は、全然大事な一番接点で契約ができない、オンエアができなくなりそうだが、物理的にいって、あなたの最初の答弁にもかかわらず、このまゝいって放送できないかも知れないという状況を認めておられる。しかし、それがなぜできないかというのを知らない。そこで私はお教えをした。長沼判決以降、これでは出せないというのが各放送局の最後の抵抗なんです。こういう状態になつておられる。こういう状態になつていたら反省をし、一考をして、この番組の内容につき検討し直す、あるいは出さないといふこともやってみよう、ということが正しい道ではないかと思ひます。この意見はどうですか。

○政府委員(田代一正君) 代行とローカルのテレビ会社との関係がうまくいっていないということ

をいま御教示にあずかりましたわけであります。しかし、別にそこまで私個人聞いておりませんで、したがって……。

○上田哲君 聞いてないから、いま聞いてどう思うかと聞いている。

○政府委員(田代一正君) したがって、明確な答弁がいたしかねますが、私といたしましては、ただいま仰せのことがございまして、このテレビ番組の性格、たゞいま西廣君からいろいろお話をありましたけれども、そういうことでございまして、なるべく地方のテレビ局が契約されるようにということをお願い申し上げるという立場にあるんじゃないかなと思います。

○上田哲君 どうも、私は防衛庁の局長及び官房長、最高ブレーンの中で、あなたはもう少ししっかりしなきゃいかぬと思います。防衛庁のほうには各局長というのはいね、わりにしっかりした人がいると思つてますよ。方向はいろいろ違うけれども、レベルとしてはいいと思いますよ。そんな答弁はありませんよ。もうちょっと火花の散るところでいつもやるんだ。あなたは二列目にすわっているからその程度しか言えないのかもしれないが、もう少しすっきりしたお答えをなさい。何かが、その内容というものがいま広報課長の話では何ら再考に値するものではないという話だったが、再考に値するよう内容があるんだつたら、それは考え直さなきゃならぬということは当然なことでしょうな。官房長、原則を聞いてるんですよ。

○政府委員(田代一正君) これは今後の代行を通じますいろいろなお話し合いの過程で、どういふ話があるかわかりませんが、そういう過程でいろいろな御意見が出ると思いますが、そういう過程というものはやはり考えなきゃいけないんじゃないかというぐあいに私はいまの段階で考えておりますが、私どもの希望といたしましては、さつき申し上げたようにことに尽きることと思ひます。

○上田哲君 はい、三十センチぐらいは前進したと思う。じゃあ具体的に言いまししょう。十三回も

半年も先までよくわからぬけれども、一回目はどうなるかと言え、ニュージランドへいま護衛艦が行つてましよう。ニュージランドへ親善訪問をして自衛艦、これに木原美知子というタレントが行つておる。そして、何とまあこの最初の一回のタイトルが、甘いことには、私の出会い、というメロドラマのような題名をつけて、甘くところどころゆるゆるな題名をつけて、甘いマスキの女優を使つて、こゝで何をやらすかと言つたら、鉄砲までは撃たせないけれども、タンクに乗せると防衛庁が答えてる。こういう番組です。これが第一回目です。オープニング番組です、これは。さつき広報課長はまだ経費云々という話をされた。ニュージランドまで行つてい

る話があった。ニュージランドまで行つてい

る話があった。ニュージランドまで行つてい

る話があった。ニュージランドまで行つてい

る話があった。ニュージランドまで行つてい

る話があった。ニュージランドまで行つてい

る話があった。ニュージランドまで行つてい

るということでも、それがもし契約がない場合には、当然私どもとしては補償はできないことになりま

る話があった。ニュージランドまで行つてい

る話があった。ニュージランドまで行つてい

る話があった。ニュージランドまで行つてい

る話があった。ニュージランドまで行つてい

る話があった。ニュージランドまで行つてい

る話があった。ニュージランドまで行つてい

ことを前提として、いかにもそこにプレッシャーをかけるように、最強北海道の十一師団を中心

る話があった。ニュージランドまで行つてい

る話があった。ニュージランドまで行つてい

る話があった。ニュージランドまで行つてい

る話があった。ニュージランドまで行つてい

る話があった。ニュージランドまで行つてい

る話があった。ニュージランドまで行つてい

中身の重要性は、よろしいですか、これまで防衛庁がつくった番組、防衛庁のつくった番組の性格は何かといえ、日本の防衛論あるいはまあ防衛構想の序章とも言うべきものについて控え目なPR活動はおやりになった。しかし、今回のように自衛活動の本来の任務を中心として紹介するということをやったからうたっているようなものはない。いいですか、まさに今回とこれまでと決定的に違うのは、単に日本に自衛隊が必要だとか、必要でないとか、各国の軍隊がどうなっているかとかいうことじゃなくて、二十六万に及ぶ日本の自衛隊、十三方面隊のあつた具体的な日本の自衛隊の内容について、その本来の任務、行動をそのまま紹介をする。戦前ならあるでしょう。戦前の映画館のニュース映画には、そういうのがあつたでしょう。私たちは、いままで二十何年間、そういうものにはお目にかかつてこなかった。なるほど観戦式に行けばそういうものは見られたでしょう。しかし、今日まで私たちの国の新聞やテレビや週刊誌には、特殊な場合を除いてはそういうものは登場してこなかったんですよ。自衛隊の本来の任務と行動の実態をそのまま宣伝、PRするといふようなことをそれは積極的に訴えてくるというの、今日までなかった。こういう画期的な防衛PR策というものをこのように形で打ち出してやるというこの問題が一つ。それから、これは大きな反対の声がある。それにもかかわらず、あなた方はどうもそれに対して反省の色がない。なかなか、長沼判決という自衛隊をもうまっとうみじん、何の疑いもなく憲法違反だとはつきり断定をした判決が出ていた中で、議論の割れているのときに、平気で一方の立場を押し込んでくる、しかも、税金を使ってくる、その税金の使い方に對してまともな答弁ができるような責任者もおらぬ、こういう姿勢は、私は何がシビリアンコントロールだ、何が民主主義の自衛隊なのだ、あらためて原点に返って追及をしなればならない。そしてそれは少なくとも、あなた方のいかなる圧制のもとであれ、マスコミの中

で一生懸命良心を守っている、そういう人々の気持ちに對してどんなに暗い気持ちを与えるのかというのを、そしてそのようなり方では、世論というものを自分の手に握りしめることはしやせんできないのだというふうに思ひ至るべきであるといふことを、私はやっぱりしつかり申し上げておきたい。これについてはあなたの方のその程度の答弁しはかた以上、私は徹底的に今後追及することをしつかり申し上げておきます。そして、何べんか担当者たちがあなたの方にこうした資料についての説明を求めても、いまのこの場ではなにかあつちやうつとおかしな報告がありましたけれども、少し私の資料と違ふところもあるように思ひます。データをしつかり出して下さい。すべてのデータをしつかり出して下さい。そのことも出せないやうで、ある日、あるとき、われわれは某の間のテレビで初めてこれを見るとき、いろいろな事象は、民主主義の放送のあり方では断じてありません。それを断絶するものは防衛庁であるといふことは、許されてしかるべきことではない。これは日本に自衛隊を認める立場も認めない立場も共通になければならぬところであると私は思ひます。そのことを私は強く反省を求め、要求をしておきますが、あなたの方の答弁は時間のむだですから要りません。國務大臣としての法務大臣、このことをお聞きになって、一言の前向きのお約束をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(田中伊三) ただいましかと承りました。反省の資料をいたしたいと思ひます。○渡辺武君 私、在日韓國大使館の金在權公使の行動について何いたいと思ひます。この問題は、わが党の星野議員がすでに数回にわたつて外務委員会で質問をしておりますけれども、その際、法務大臣の御出席がなかったの、最初の事件のてんまつ概要を、大臣の御理解をいたしたために申し上げてみたいと思ひます。この事件は、いま申しました日韓國大使館の金在權公使が、ある在日朝鮮人の会話を國家保安法違反あるいは反共法違反という疑いで盗聴をし、録音をしたという事件であります。さらにもう一つ、この録音された裏表裏なる方が、現在反共法違反の疑いでKCIAに逮捕される危険にさらされていふという事件であります。この件につきましても、一九七一年の三月十五日に開かれた在日居留民団第十八回中央委員会において、金公使自身が次のように発言していることから事実であることが明らかになつたわけでありまして、その金公使の発言を讀んでみますと、こういうことを言つておられる。候補者の支持者の中には反共法に抵触する人物がいる、同人の反國家行為を示す録音がある、いま公開すると選挙に干渉すると誤解されるから、選挙が済めば公開するといふ趣旨の発言をしておられるわけでありまして。

な、この金という方は、金錫藩という方でして、これはこの三月十五日の直後に行なわれる予定になつておりました日居留民団の全国大会で、その団長の選挙に立候補する予定の候補者だつたわけですが、この金という方は、それで、当時のこの居留民団の内部の情勢は、これはそのしばらく前に、従来の団長をはじめとする幹部がKCIAと結んだとも言われておりますけれども、いろいろな不正事件を起した。で、このために従来の団長に對してこの金さんという方が対立候補として立候補されたという事情なんです。この金さんという方が金大中氏を支持するグループの一人という關係になつておられるわけでありまして。で、事は選挙運動からんで起つた問題でありますけれども、しかし、いま金公使の発言を讀みましておわかりのように、反國家的行為があるといふ疑いによつて録音をしたということになつておられるわけでありまして。

なおその後、同年の五月一日付でこの金公使が候補者にあつて書簡を出しております。その書簡の中でも、次のようにこの金公使自身が盗聴録音行為をばつたりとみずから認めております。讀んでみますと、「国内から渡した青年が思想的に不透明な言行をしているという情報があり、國家防衛目的上、物的証拠が必要とされたので公館は自らの任務を遂行しているうちに、全く予測もできない民団幹部を歴任した現団員が現われ、對話しているのが録音され、意外にも反國家的な発言をしていた事が明るみになつたのが本録音の前後経緯であります。」また、次のようにも言つております。「当公館では終始一貫事実そのまま留學生との對話内容を録音したといつたのであり、云々と、こういうことを言つておられるわけですね。

ですから、これはもう金公使自身の発言及び金公使自身の手紙で、國防上の目的あるいは國家保安法違反の容疑で盗聴録音したという事実は私は明白だと思ひます。これは日本にいる外交官が、日本の国内でただ單純に情報活動をやつたといふような種類のものじゃないと思ひます。で、そういうような行為、これは韓國政府が日本の国内において司法権を行使した、警察活動を行つたといふことを意味するんじゃないかと思ひますけれども、大臣はどういうふうにお考えでしょう。

○國務大臣(田中伊三) ただいま先生御説明をいただきました。御丁寧に御説明をいただいたのでありますが、この金在權公使をめぐる問題はたいへん具体的案件でございますので、一応事務局当局から所見を申し上げます。

○政府委員(安原美穂) 金在權公使がそういうことをやつたといふことを認めるというわけには、私どもはそういう資料を持ちませんので、まゐりませんけれども、かりに渡辺先生御指摘のように、國家保安法の違反の容疑でもって職務行為として金在權公使が國家保安法の捜査のために録音なり盗聴行為をしたとすれば、それは常々申し上げておりますように主權の侵犯の問題が起るはずであります。なお、目的のいかんを問はず、電話盗聴といふような行為があつたといふことは、これはわが國の法律の公衆電氣通信法の違反といふことに相なるといふふうに考へております。

○渡辺武君 私ここに同じ金公使が在日居留民団の中央本部の団長の李さんという方に送つた公文

の要旨ですね、これについての資料を持っておりまされども、この第六項にこういうことが書いてある。「当事者の張東湖は「民団」で公開するならば出席する」と民団中央組織局長に通報したといわれるが、政府機関が証拠物件を持ち出して外部で公開するような事例は世界どの国においてもみられない。「云々」ということを書いておられるわけですね。これはちょっとお聞きになるとおわかりにならないかと思ひますけれども、この事件が起こったあとで、金公使は、これは盗聴されたという当の張さんという方に対して、韓国大使館の中でこの盗聴された録音を聞かせるから来なさいという連絡をした。もし来なかった場合にはこの録音に書かれていたことが事実だということを認めたことになるんだと、ずいぶん私どもが聞いてもひどいことを条件としてくっつけて、そうして来るようにということをお願いした。張さんは、そういうところに行くということは、これはもう今度の金大中事件でもわかりましたし、西独で起こったさまざまなK C I Aの関係の事件でもわかりましたが、うかつに大使館へでも行ったらこれはたいへんなことになるということで、拒否した。そうしてこういう通知があったということを新聞記者会見で発表しておりますが、そのことについて言っているわけですね。その中でつまり犯罪物件というふうに、録音について、犯罪を証明する物件だということを書いてあるわけがあります。いま御答弁がありまして、もし職務行為としてやられたものであつて云々ということ、日本の主権を侵害したことになるんだという御答弁がありましたので、さらにつけ加えて、これがつまり犯罪を捜査するその目的でこういう盗聴録音が行なわれたということを証拠づけるものとしてあなたにはつきり申し上げておきたいと思ひます。どうでしょう。この公使自身が、自分の口からも、書簡の中からも、公文の中でも、国家保安法上の容疑をもつて盗聴録音したということのみならず語っている。明らかにやらないでしょうか、どうでしょう。

○政府委員(安原美穂君) 犯罪、ある行為の事実を認定するということは、非常に事柄が重要であるだけに、簡単にイエス、ノーということでは私は軽率に言えないと思ひます。いまお読み聞きの犯罪というものが、犯罪の証拠というものが書いてあるといたしまして、ただそれだけで、犯罪の捜査をやったんだというふうに一がいに断定することもなかなか危険ではないかというふうに思ひます。

○渡辺武君 この韓国関係の問題では、政府の当局どももまことにあいまいきわまりない態度をとる。大体いま私があげたこれらの事実をお聞きいただければ、おそらく法務大臣だって、これはもう犯罪捜査の目的をもって盗聴録音したのだということは十分に御理解いただけると思うのです。大臣の御見解はどうですか。これは単なる諜報活動じゃないです。明らかにこれは司法活動、警察行為です。どうですか。

○国務大臣(田中伊三三君) 刑事局長が所見を申し上げましたように、しかと先生の御説明とその資料だけで断定することはできかねると思ひます。すけれども、大体において公衆電氣通信法違反の疑いは濃厚である、これは言えるのではないかと思ひます。同時に、この問題は犯罪捜査行為に関連をしていると仮定をいたしますと、ゆゆしき問題である。ゆゆしき問題とは、主権の侵害である。これはやはり仮定のもとに判断でございすけれども、そう御判断をいただくことは当たらないではないか、こう思ひます。

○渡辺武君 それではもう一つの問題を伺いたいと思ひます。いま申し上げました金公使が李中央本部団長に送った公文の中でこういうことが書かれていて、一番最後の第八項ですけれども、「したがって本件は、被疑者李東一とともに本国の関係機関へ移譲した。今後、当事者の張東湖は本国の関係機関によつて合法的に同事件に対する本人の反証と意見を開陳することができると信ずる。」公文の中にこう書かれています。つまり別のことばで言えば、この張東湖という方に対して韓

国の関係機関が出頭命令なりあるいはまた身柄を拘引するなり、いずれにしても本國へこれを呼び寄せる、あるいは連れ戻す、こういうことをやる可能性が十分にあるという問題が起つてくるわけでありま。もし、かりに本國のK C I Aなどからこの張さんに對して召喚状が来たというふうな場合、これまた韓国政府による日本の領域内における警察行動、司法権の発動だと見なければならぬと思ひますが、その点はどうか。

○国務大臣(田中伊三三君) 先生、この問題の判断ですがね。そういう犯罪捜査であるならばと、こういうことでの仮定の条件のもとに話を——しかしその仮定の条件のもとに、仮定の話ではあるけれども、いやくも犯罪捜査手続が日本国内において行なわれる、こういう問題でございす。これは重大事態でしよう、この問題自体が、それです。先ほどから先生盛んに仮定を仰せになつて、それが犯罪捜査であるならば、というように私のほうは答えていくのでありますけれども、結果だけをこうとらえるという、それはここに主権の侵害があるではないかというえらいことが表に出てくるので、これは誤解を招く、答えないのでございす。誤解を招きますから。しかし犯罪捜査と認定をされる、その捜査を行なつたものが犯罪捜査権がなければいけません。犯罪捜査権のないやつがやつていふことじゃ話にならないわけがございす。職務行為と無関係ということになるわけがございす。職務行為のあるという権限がある者が日本国内において犯罪捜査を侵したものと仮定するならば、そういう仮定のものとこれを考へてみるならば、主権の侵犯といふことも起り得る、そういう場合は起り得る。たいへん入念な答へでびんとこぬのですけれども、そう言うよりしかたがないのです、いまの場合の答へとしては、そういうことです。

○渡辺武君 大臣御自身が認めておられるように、どうもびんとこないのです。端的にお答へいただきたい。韓国のK C I Aがこの日本にいる韓國人——朝鮮の方ですね、したがって日本政府

がこれを保護する義務を持つてゐる。その方に対して召喚状を出しているという場合はどうですか。

○政府委員(安原美穂君) いまの場合であれば、理論的には主権の侵犯ということに相なると思ひます。

○渡辺武君 それでは、私ここに韓国のK C I Aから張さんに出された召喚状の写しを持ってあります。あて名は「日本国東京都台東区上野町一〇一七」張東湖君。こうなつてあります。中身は、これは朝鮮語で書いてありますので、大臣もちょっとごらんになつてもおわかりにならないと思ひけれども、念のために手元で私これ専門家に翻訳してもらつておきますので、それを読んでみたいと思ひます。(資料を渡す) 一番上にありますのが「第二一〇」二一〇だけは数字ですからおわかりだと思ひます。それから「出席要求書」となつてあります。それから住所は「日本国東京都台東区上野町一〇一七」それで「職業」これは書いてありません。その次が「氏名」となつて「張東湖」年令(六三才)一九〇九・一一・一三生、こういうことになつてあります。そうしてその本文のほうですが、一番最初に何字か消して判こが打つてあります。それは読みませんけれども、そのあと大きく、これは日本と同じ漢字で「反共法」と書かれてあります。そのあとを讀んでみますと、「反共法違反被疑事件に關して貴下の陳述を聞こうと思ひますので一九七一年六月十五日九時までに當局捜査団に印章とこの出席要求書をもつて来て下さい。」これが本文であります。日づけは「一九七一年六月二日」、差し出し人は——これが重要ですからよくお聞きいただきたいんですが、「中央情報部五局捜査団」その下に名前があつて肩書きがついておられますが、その肩書きは「司法警察官」それからもう一つが「捜査官」チョウ・クワン・ビル、それで判こが押してあります。で、一番下は「張東湖君」それで封書、こういうことになつてゐるわけですね。お聞きのとおりのものであります。いま御答弁では、もし

これがK C I Aの出した召喚状であれば主権侵害になるのはつきりおっしゃいました。この事実はどうです、主権侵害行為そのものじゃないですか。

○国務大臣(田中伊三次君) 原文を拝見し、翻訳を拝見しておるところでございますが、これはなかなかゆゆしいですね、ゆゆしき大問題です。抽象的な話、仮定のもとにおける所見は、私が申し上げてどうということはないのであります。全く具体的な話、つまりそのものの文章でございます。こういう文章に関する所見を申し上げるのには私の所管でなくて、厳格に申し上げます、主権の侵犯問題は外務省でございます。外務省から一応答えてもらいます。

○説明員(中江要介君) ただいま先生から具体的に出席要求書というものの、おそらくそちら正式のコピーかと思いますが、御提出になったわけですが、この要東湖氏に召喚状が出されたということは、先ほど先生の御質問の中にございましたように、昭和四十六年時代に新聞その他で私も承知いたしました、もしこれが召喚状が事実問題として要東湖氏に出されて、そして要東湖氏がその召喚状に基づく自分の身の処分のしかたに困っておられるという状況ならば、これはゆゆしい問題だと、いま法務大臣も言われましたように、ゆゆしい問題であるというので、まずそういう事実があるかどうかについて、当時、在日韓国大使館のほうに要東湖氏に対する召喚状の発送について事実を確認方照会したわけでございます。で、その結果は、在日韓国大使館はその事実を承知しない、そーいいたしますと、これは直送されたか何らかの方法で行ったのかと想像されたわけですが、ところがそうしておきまして、要東湖氏がその召喚状に対してこれを六月十五日に拒否するという態度をとられまして、召喚には応じない、その後自由に活動しておられるという情報があり、他方、当該要東湖氏から本件についてわが国のいすれかの関係当局にこういう筋の通らないふしぎなことがあったということのお申

し出もなかったわけでございます、私どもは、それでもしその召喚状が強制力を持って行使されるということになれば、これはまたその時点で問題になろうかと思いましたが、その要東湖氏御自身がその召喚を六月十五日に拒否して、その後自由に活動しておられるということで、そのま月日が約二年間過ぎたわけでございます。通常こういった訴訟書類が日本に郵送されてくるのが全くないわけではございませんで、それがはつきりいたしましたときには、すでに調べましたところでも数件、日本はそれぞれの国に注意を喚起し、あるいは抗議をしておるわけでございます。そういう場合は、受け取りました日本の個人なり会社なりが、その件について、日本の当局に、こういうたとえ出頭命令を受けた、あるいは起訴状が来た、どうするかということで、正式にその当該者から相談がありまして、そしてそのものを、ただいま受け取りましたように、こういう現物を見まして、事実を確かめて、そして在日のそれぞれの大使館に対して注意を喚起し、あるいは抗議をし、そういう措置をとってきているわけでございます。で、いま問題になっております要東湖氏に対する召喚状の問題は、当時同じような、ほかの国についてあがった例と同じような処置を要するものかどうかについて一応調べましたところ、まず在日大使館はそれを知らなかった、本人はその召喚を拒否してそのまま自由に行動しておられるということでございますので、現物の召喚状をどなたも持ちになりませんで、また、また当該御本人からも日本のいすれの当局にも本件について御接触がなかったということ、今日に至っておる、こういうふうな私どもの調べたところではなっております。

○渡辺武君 私はいわゆる何ってんじやないんです。何という答弁ですか。本人が受け取りを拒否した、また本人から日本政府に何の申し出もなかった、だから何もなかった、こんなばかなことありますか。私が何っているのは、韓国のK C I Aが日本の国内に居住している朝鮮の方

に対して召喚状を出している。しかも、あなたが言うように、韓国の大使館さえそれを知らなかった。郵送されているんだよ、これ。これは明確に日本の領域に対して韓国が司法権を行使したということになるんじゃないか、主権侵害行為じゃないかということをお伺いしている。法務大臣、どうですか。

○国務大臣(田中伊三次君) 外務省の所見と私の見解は幾分か違ふのでございます。これは人間が違ふから、言うことが違ふとおかしいことはない。それで、これは外務省にもよく聞いておいていただきたいと思っておりますが、本人が拒否をしたかどうか、拒否した後も自由なからだで迫害を受けずにおったかどうかということは、本件を法理的に判断をする有力材料ではない、参考にはなるけれどもね。

そこで本件問題は、言にくいというのはここでありまして、おどしがかかっておろうがなろうが、呼び出し状の実態を備えておるものと仮定で私は言うんでありますが、いま拝見いたしました本文が呼び出し状だ、犯罪捜査に関する呼び出し状であるということが間違いないならば、発送すること自体、日本政府の了解を要する、かつて気ままにこれを発送する、それが送達された、そのこと自体重大事態でございます。そんなことを主権国日本が許すべきものじゃない。これは断固たる態度をとるべきものである。しかし、とるとらぬか、外務省がおやりになることとですよ。それは私がやるんじゃないが、私は法解釈としてはそういう解釈をしなきゃいけない、こういうふうには私は解釈しない見地から、少し出過ぎるようでありまして、私が判断をして御答弁にかえておきたい、こう思います。

○渡辺武君 政府の各機関というのは、法に基づいて厳正にやらなければならぬということだ。法をないがしろにすることは許されない。今回の金大中問題だってどうですか。まあ、法務大臣は第六感と申しましたけれども、その後にあられたいろんな事態からすれば、法的には明らかに主権

侵犯行為になっている。それを韓国との友好ということを第一にしてその辺をあいまいにする、うやむやにしている、これが特に外務省の強くてついている立場じゃないですか。まあ、その点は抜きにしても、いま法務大臣の言われた法解釈、これは厳正なものだと私は思っています。さすがに経歴何十年の方だと思えます。外務省としてどうします。

○説明員(中江要介君) 私、先ほど冒頭に申し上げましたように、昭和四十六年の時点では、私も新聞報道を通じてしか本件を知らなかったわけでございます、その事実がはつきり確認された上で判断をすべきであるということで、事実が確認されないままにいままで経過したわけでございます。で、ただいまお出しになりました召喚状ですか、呼び出し状ですか、それがもしその現物がございまして、それをもとにしてその当時の事実をはつきり確認することができますれば、これは当然私も法に従ってものを処理するということには全く異議のないところでございます。

○渡辺武君 その答弁ははつきり記憶しておきます。あなたのつけた条件を満たされるように私どもも努力します。厳正にやってください。日本の主権に関する問題です。あいまいなことじゃこれはおさまらぬ問題ですよ。

なお、どうも外務省の態度がいまいことしております。そのために念のために伺いたいことが一、二点あるんです。

この要東湖さんですね。この方は、韓国政府から見れば、これは確かに犯罪の容疑者だろうと私は思っています。しかし言うまでもなく、この方は日本の政府の保護下に置かれていて、日本に居住している人だ。こういう場合に、韓国政府がもしこの要東さんを犯罪容疑で捜査する、あるいはその一環として召喚状を送るという場合ですね。これは国際法の原則に基づいてやらなきゃならぬと思う。どういう原則がありますか。

○説明員(中江要介君) これはまず第一の原則といたしましては、そういう召喚状の送達というこ

とはできない。これはわが国の主権と衝突する公権力の行使でございますから許されません。しかしそれができる場合がある。それは司法共助の約束がございまして、その国との間に訴訟書類の送達その他について合意があつて、そしていまの場合ですと、日本国政府の了解、許可のもとに、その部分についての韓国の公権力が行使されるという場合にはこれは違反にはならないわけでございます。それから、そういう形で送達されるという方法はなにかはございません。

○渡辺武君 伺いますけれども、日本に居住している韓国人、これのいわば犯罪人の引き渡しについて、私は日本はアメリカとの間では犯罪人の引き渡し条約があるという事は聞いておりますけれども、韓国との間で引き渡し条約がありますか。またいまあなたがおっしゃったような共助の約束、これも取りかわされておりますか。

○説明員(中江要介君) 韓国との間には逃亡犯罪人引き渡し条約はございません。それから司法共助取りきめもございません。

○渡辺武君 そうしますと、そういう約束もない、しかも日本政府の許可も得ていないでやったというのが今回の事件の一つの特徴的な側面をなしているというふうに見てよろしうございませうね。

○説明員(中江要介君) もしその召喚状の送達という事が事実でございましたら、おっしゃる通りだと思ひます。

○渡辺武君 それからもう一つ伺いたい。いまのは、いま伺った点は、これは国際条約の原則をもう完全に踏みにじつておる、韓国政府は、そういうことでありますけれども、もう一つ伺いたい点は、この国際法の原則によれば、犯罪人の引き渡しを要求することができるその犯罪です。これは普通犯罪に限られる。政治犯罪については引き渡し要求はできないというふうに私理解しておりますけれども、その点はどうですか。

○説明員(中江要介君) 私は刑事問題の専門家ではないので、政治犯罪人はこれを渡さないというのが国際法、国際慣行として一般に認められておる原則でございます。

○渡辺武君 いま私見ていたいただきましたね。KCIAから襲撃に出されておる召喚状、反共法違反の容疑によりという趣旨のことが書かれておりました。反共法違反の容疑といえはこれは普通犯罪でよろうか。それとも政治犯罪でよろうか。私は政治犯罪というふうに思ひますが、どうですか。

○説明員(中江要介君) 私は刑事問題の専門家ではないので、反共法あるいは国家保安法というような法律の違反に問われている犯罪人というのは政治犯罪のようには思ひます。

○渡辺武君 そうしますと、この襲撃の事件で韓国政府がやったこと、これは二重に国際法の原則をじゅうりんとしている。たいへんなことです。それを何ですか、いままで外務省は、本人がまだ逮捕されないで自由だ、召喚状の受け取りを拒否した、そして本人が何の申し出もない、だから何もやりませんでしたと、こんなばかんなことがあります。少し調べればこんな重大な主権侵害行為を行なつておるというのには明白とわかるはずで、しろうとの私がちょっと聞いただけだつてこれはたいへんなことじゃなかつたかと思つた。一体それで日本の外務省の役目を果たせませうか。そんな態度でいるから今度のような金大中事件も起こるんじゃないですか。しかもこういう事件は襲撃されただけじゃないんです。いまだつて起こつておる。私はここに九月八日付の朝日新聞の朝刊の切り抜きを持つてまいりました。ここには尹さんと尹さんがこれがいままで反共法違反という疑いで刑を執行されたけれども、その後刑が軽いと検事控訴され、今年五月には東京の韓国大使館から内容証明つきで七月六日午前十時ソウル刑事地裁に出頭するようという召喚状が送られてきている、こういう状態です。それで尹さんは、店に知らない人が来たからKCIAがつかまへに来たんじゃないかと思つて毎日落ちつかないでびくびくしてノ

イローゼになりそふだということを語つておるという新聞記事が出ています。これは韓国大使館から回されてきた。この点どうですか。外務省に何か連絡があつて、外務省の了解、承認、こういうものをあなた方は与へましたか。

○説明員(中江要介君) ただいま御指摘の事実は私もいままで承知をしておりませんこととでございますので、調べさせていただきたいと思ひます。

○渡辺武君 この事件も、もし日本の政府の何の了解も得ないでやったということになれば、明らかにこれは主権侵害行為じゃないですか、どうでしょう。

○説明員(中江要介君) 仮定の問題、私にとつてはまだ仮定の問題になるわけでございますけれども、いまおっしゃつたようなことが一般的に事実として存在いたしますれば、おっしゃいますとおり主権の侵害になります。

○渡辺武君 韓国の大使館、公使館というのがとんでもないことをやつておるということが大臣おわかりいただいたと思ふんです。しかもこの襲撃の事件は、金公使がKCIAと結びついて日本の国内で司法権を行使して日本の主権を侵害しているというのをはつきり物語つておるんじゃないですか。そうでしょう。金公使が盗聴し録音をし、その資料に基づいて本国のKCIAが金公使のやつた行動というのを、明らかに本国のKCIAと緊密な連絡のもとにやつておる、組織的にやつておるというのをはつきり物語つておるんじゃないでしょうか。どうでしょう。

○国務大臣(田中伊三三君) 先ほど申し上げましたとおりでございます。この具体的な事件が最終的にどういふ判定を下されるかという事は相当慎重な調査は一応要することと思ひます。第一先生のところにあるようなそのリコピーは外務省にやつてもらいたい、調査をする、そういう厳格な調査はどこのか、外務省がやるんです。法

務省でやる機関はございません。犯罪捜査を指揮する立場にはありませんけれども、この国際犯罪といふものについての取り扱いには外務省がやる。だから外務省の御調査を期待する、強く期待をする、こういうふうに申し上げる以外にないのであります。これはだいたいむずかしいところですからね、出過ぎた話はいけません。御理解をいただきたいと思います。

○渡辺武君 いや、処理を伺つておるんじゃないんです。今度の事件は金公使が本国のKCIAと緊密に結びついてやつておる、組織的な行為だ、そういうふうに判断する以外にないと思ふんです。どういふふうに思われますかというのを伺つておる。これは大臣にも外務省からも伺いたいと思ひます。

○国務大臣(田中伊三三君) 先生の御所論はよくわかります。よくわかりますが、この大事な判断は外務省からお聞きをいただきます。

○説明員(中江要介君) 本件は、再々申し上げておきますように二年以上前の事件でございます。当時、ただいま問題になつておる召喚状も現物が入手できませんでしたが、調査が不可能だつたわけでございます。で、最近この問題にまた新たな――本日もその召喚状の写しを御提示いただいたりしてありますので、調べなければいかぬと思ふんですけれども、現在までのところ、外務省も検察庁の御協力も得まして事実の調査をしましたところでは、事実関係がはつきりつかめなかつたという状況でございます。したがつて、事実関係がはつきりいたしませんれば、その韓国の公権力の行使があつたかどうかという問題、またその録音をとつたかどうかという問題、またその録音をとつたかどうかという問題もはつきりしなかつたと思ひます。

○渡辺武君 襲撃の問題についてあなた方十分調査しないと言つたわけでしょう。召喚状が来たといふことは新聞で知りましたし、しかし本人は拒否したといふ話を聞いたし、何にも言つてこないで調査もしてなかつた、こういうことを

言ったじゃないですか、そうでしょう。どうなんですか。いまは調査してみたいところがまだはっきりしない——ちよつと答弁が食い違っているんじゃないですか。

○説明員(中江要介君) 私が最初申し上げましたのは、当時は新聞に大きく出されておりました。関心を持っておられたところから見まして、これは日韓居留民団の中のトラブルとして扱われている面が多かったわけでございます。したがって、その面については私も立ち入ってどうするということもございせんし、その召喚状につきましては大使館を通じて送達されたものかどうかということは一応調べたんですけれども、あと召喚状そのものの入手ができませんでしたものから、どういふ形のものであるかわからないままであつたわけでございます。で、いまその召喚状の写しをお示しいただいたわけですから、できれば現物を手に入れますして、そしてその時点にさかのぼって事実をはつきりしてみたいと、こう思っているわけでございます。

○渡辺武君 よし、それはやってくください。

○説明員(中江要介君) はい。

○渡辺武君 しかしね、ぜひここで伺いたいことがあるんです。先ほどの質問です。いまだに残されている——金公使が録音し盗聴をした、反共法違反の疑い、あるいは国家保安法違反の疑い、いずれにしても国防上の疑いでと、こういうことを言っている。それで、盗聴し録音してその資料を本国に送り出したと、はつきり彼自身が出した公文の中に書かれてある。それに基づいて韓国のKCIAから召喚状が本人のところへ来ている。この一連の過程を考へてみれば、金公使がこれが本国のKCIAと結びついてやったことだということとははつきりしているじゃないですか。どうですか、その点を伺いたいんです。

○説明員(中江要介君) まさしくその点が先生のおっしゃるとおりですと、これは非常に重要な問題なんですけれども、その前提になる事実につき

まして、すべてについてははつきりした事実関係の調査ができていない段階では何とも申し上げることができないというわけでございます。

○渡辺武君 それでは、なお移りますがね、この金公使という方は、これはKCIAの第七局の責任者をやっていたというふうに言われている人でありまして。第七局といへば、私もしろうとでも、KCIAの国外での組織だということは、これは常識的に承つております。しかも、この方は金大中事件が起こったときに、一番最初グランドホテルにかけつけた方だと言われている。その一番最初かけつけたそのいきさつも非常に疑問が多いんです。たとえば捜査員に対して、金公使は、午後二時ごろ梁一東氏から事件を伝える電話が大使館にかかり、すぐホテルに向かつて、午後二時二十分過ぎに到着した、こう言っている。二十分過ぎといへば二十分をちよつと過ぎたくらいのことだと思ふんですが、これがもし事実だとすれば、港南区麻布の韓国大使館からグランドホテルにまで、いまの日本の交通事情でいって、二十分とちよつとぐらゐで行けるものだろうかどうだろうか非常に疑問が起こる。何か事前にこの事件を知つておつて、電話がかかるまでもなく、彼はすでにその現場の近くにいたんじゃないだろうかということを疑わさせる。金大中事件にもこの金公使がからんでいるんじゃないかという疑いは非常に濃厚であります。こういう疑点について捜査当局、調べたことはありますか。

○説明員(佐々淳行君) お答えいたします。

金大中氏の金大中事件に関する関与のしかたにつきましても、前回この当法務委員会でもお答えしたとおりでございますが、ただいま先生御指摘のように、梁一東氏からの電話通報によりまして、現場にとるものもありあつた、それで金大中氏が連れ去られた、こういうことを聞いて、それはすぐ警察に知らせる、こういうことを言つたと、パトカーが到着をいたしましたのは、前回も御説明をいたしましたように、二時四十五

分でございますが、そのパトカーの到着を見て自分分は帰つた、こういうことを事件後、個人として、任意に捜査に協力をするという立場で、捜査本部の捜査員に対しまして供述をいたしてあります。それ以外の事実関係につきましては、現在のところまだ明らかになっておりません。

○渡辺武君 時間も何ですか、そういうような状態じゃ困るですね。そうでしょう。いま私がここで召喚状を、実物の写しを持ってまいりましたので、外務省もちよつとこれから十分調査しましょうというふうなことをなすけれども、法務大臣、もしそれが事実とすれば、重大な主権侵犯行為だということををはつきりここで言明されている。以前にもこういうことをやつた男が、今度の金大中事件にも非常に密接にからまつているわけですよ。世界でも有能と言われる日本の捜査当局が、いまだにそんなことをこの国会で答弁する、とんでもないことじゃないでしょうか。

もつと徹底的に調査してくださることを私ははつきりいふ要するわけですが、なお最後に、よく法務大臣は、これは金雲雲の事件が起こつたときに、私は本会議で大臣に質問しましたところ、これは政府機関の要員だけれども、彼の犯したことがはたして職務行為かどうかかわらないから、だから主権侵犯行為とは断定できないのだということを盛んに言つておられた。私はこの法務大臣の立場は間違つていないと思う。しかしその点については、これはきょうは時間がないので、詳しくはやるわけにはいきませんが、私どもの党の正森議員が衆議院で、法務大臣のいらつしやる前で、この点についていろいろ伺つたと思う。政府機関の要員であつて、あるいは私人が犯した行為であつて、外国でその国の国民が犯した犯罪については、その国の政府は無過失の責任を負わなければならない。これが国際法の大原則です。職務行為であつたらうと何であつたらうと、これは関係なしですよ。その点ははつきり申し上げておく。

しかし、きょうはこの金公使が自分の職務とし

てこういう行為をやつたということを証明する資料がありません。それを申し上げてみたいと思ふ。ここに私持つてきましたのは、韓国の大統領令第一六六五号であります。これは韓国語で書いてあります。そこで、私はこれを翻訳していただきました。最初にお願ひしたのは、これは外務省の北東アジア課に尋ねましたところが、七三年版の韓国六法全書に載つていない。で、ここに書かれていますことは現在も生きていふということでありまして、この翻訳した資料を、これを御提出いただきたいと思ひます。これを最初にお願ひしておきます。

それではこの大統領令第一六六五号に何が書かれているか。第一条に「本令は、中央情報部法第二条第二項の規定により、情報および保安業務の調整・監督に關し必要な事項を規定することを目的とする」と書かれていふ。詳しくことは省きますけれども、この「情報および保安業務の調整・監督に關し必要な事項」といふものの中に、国外情報といふのが含まれていふ。つまり政府の機関で国外にある機関、正式にいへばこれは大使館、公使館だと思ひます。ところが行方不明情報、捜査の活動、これは韓国のCIAの調整監督のもとに置かれなければならない、こういうことがはつきりと書かれていふ。金公使のやつた裴さんその他に対する政治犯罪の捜査を目的とした盗聴録音、あるいはそれを資料としての韓国CIAから裴さんに対する召喚状、これらは金公使の職務行為として行つた活動を重要な構成要素として行なわれているといふことが言えるんじゃないかと思ひます。その点法務大臣どう思われますか。

○國務大臣(田中伊三三君) にわかに即断できませんが、大事な御説明、御意見でございます。承つておきたいと思ひます。

○渡辺武君 もう一言。これはきょう資料としていただいたこの韓国の中央情報部法、これを見て明らかだ、中央情報部法の第二条の第一項第五号「情報及び保安業務の調整・監督」といふのがKCIAの業務の一つとしてははつきりとうたわ

れている。この「情報及び保安業務の調整・監督」というのが、これがいま大統領行政命令の第一のこの目的の中で、先ほど私が読みましたところに該当するわけです。法体系として見れば、はつきり韓国大使館、公使官の要員のやつた行動、これは韓国政府機関の職務行為としてやったものであるということが、はつきりこれで確認できると思うんです。この点を十分に考えていただきたと思う。この立場に立つて問題を処理していただきたと思う。これは金大中の問題もそうです。今度の裴さんの問題もそうです。その点を特に強く要望しまして、私の質問を終わりたいと思います。

○委員(原田立君) 本件に対する質疑は本日はこの程度といたします。

○委員(原田立君) 本件に対する質疑は本日はこの程度といたします。

○委員(原田立君) 本件に対する質疑は本日はこの程度といたします。

○委員(原田立君) 本件に対する質疑は本日はこの程度といたします。

○委員(原田立君) 本件に対する質疑は本日はこの程度といたします。

○委員(原田立君) 本件に対する質疑は本日はこの程度といたします。

○委員(原田立君) 本件に対する質疑は本日はこの程度といたします。

○委員(原田立君) 本件に対する質疑は本日はこの程度といたします。

○委員(原田立君) 本件に対する質疑は本日はこの程度といたします。

○委員(原田立君) 本件に対する質疑は本日はこの程度といたします。

○委員(原田立君) 本件に対する質疑は本日はこの程度といたします。

○委員(原田立君) 本件に対する質疑は本日はこの程度といたします。

○委員(原田立君) 本件に対する質疑は本日はこの程度といたします。

○上田哲君 商法の一部改正案について御質問をするわけでありまして、私は大蔵委員会へ行くんじゃないかと思っております。法務委員会へ来たわけでありまして、元来その面に詳しくないから、初歩的なこれは質問であるのかもしれないが、何で法務委員会へこれをやるのか。主管省が法務省である理由が私にはよくわからぬのであります。何で大蔵省じゃないんですか。何で法務省でやるんですか。ちょっとそこから御説明をいただきたい。

○國務大臣(田中伊三三君) そういふふうに言われると、私もはつきりしないのであります。先生、これは商法の改正法案という、それから商法改正案の特例法が一本、この二つを実施する上に三十二、三の法律を廃止しなければならぬものであります。廃止、訂正をするための法律の三本を一本にしまして、商法改正、その関連法案ということになります。この商法の担当は法務省でございます。商法を適用して運営をしておりますのは、会社の関係、その会社から税金を取るの大蔵省でございますが、その会社から税金を取るの法は法務省の管轄と、こういうことで、商法並びに関連法の改正ということで、私のほうが所管しておるという事情でございます。

○上田哲君 どうもまだよく、まあ大臣も、私もよくわからぬと言われるんだから、その説明を聞いてはうかがわねばならない。無理な話ですけども、何かどうもよくない感じがする。感じは、大蔵委員会でおやりになったらどんなものでしょうか。そのほうがびびったくなるんじゃないかという感じがするんだけれども、何か法務省が出てくると、取り締まり当局が商行為について目をきらきら光らしているような印象がある。これは印象ですけども、これからその辺を一つ一つ聞いていかなければならぬのですが、そんな感じを拭き取るために、どうもこれは見当違いじゃないかという気がする。ちょっとその辺を……

○國務大臣(田中伊三三君) ちょっとおそれ入りますが、ここにこの専門家がおりますので、局長でございます。民事局長がちょっとお答えをいたします。

○政府委員(川島一郎君) 法務省は民事、刑事、行刑、まあそういった関係の仕事を担当しておるわけでございます。その民事の関係では、国民の私生活に関する問題、これを、法律を立法するとか、登記事務を行なうとか、そういった関係で所管しておるわけでございます。その関係で民法、商法、民事訴訟法、そういった民事関係の法律が法務省の所管になっております。今回の改正は、たまたま大臣が仰せになりましたように、商法の改正とそれに関連する整理法、特例法の御審議をお願いしておるわけでございます。そこで、法務省の民事方面の所管事務の一環といたしまして、この三法案も、所管する法務省が提出し、したがって国会においても法務委員会御審議を仰いでいる、こういうことでございます。

○上田哲君 どうですか、法務大臣、わかりますか。

○國務大臣(田中伊三三君) わかったようなわからぬような話でございますが、先生、一口に申し上げますと、民事、刑事は法務省の所管、これは設置法で明らかであります。商事とは書いてないんです。書いてないが、いま局長が申しますように、この民事というのを広く解釈をしまして、商事も民事だと、死傷事件でもなく刑事事件でもない、こういうことでこれを民事と読みまして、そして民事、商事は法務省の所管と、こういうことでやっておるものとほんやり解釈をしておるわけでございます。

○上田哲君 ほんやり解釈するところから審議が始まるというの妙な感じがするのですが、まあそういうことになっておりますから、この場でひとつお伺いをさせていただくのですが、ほんやり所管がきまるというにしては、どうも中に込められてある改正要綱というのは意外にきらきらした感じがするのです。まあ法は高度の常識の結集

でなきゃならぬと私は確信をしておりますけれども、大体商法なんというのは、その中じゃかなり高度な技術を含められている。まあもちろん基本法ですけども、あるわけで、よほどの知識が要るものだと思いますが、今回の改正案の骨子は、どうもそういう常識をかなり越えるものがたくさんあるような感じがいたします。これは私がたまたま手に触れた、まあほうり込んであったんですけれども、「商法改正」反対国民会議趣意書」と、こういうのがあるのです。「消費者、労働者、中小企業はか国民の生活を圧迫する商法改正を阻止しよう」「商法改正反対国民会議準備会」と、こう書いてあります。

中を見ますと、まあ全部読むことは省きますけれども、途中を省いて、政府は、これによって大企業の粉飾決算が防止でき、又大企業の倒産によって不測の損害をこうむる従業員や下請先や大衆投資家を保護するのだと宣伝していますが、本当にそうでしょうか。事実は全く逆で、この法律が通ると大企業は、その公表利益を増やしたり減らしたりすることが、今まで以上に簡単にできることになります。実際の利益を隠して水増しの利益を発表すること(いわゆる粉飾)は、大衆投資家をあざむくために今まででもしばしば行なわれたことですが、それにも増して危険なのは、公表利益を実際の利益より減らして発表すること(いわゆる逆粉飾)です。逆粉飾は、なぜ行なわれるのでしょうか。大企業が、一般消費者からの商品値下げ要求や、労働者からの賃上げ要求や、下請業者からの値上げ要求や、大衆株主からの増配要求を抑えるために外なりません。逆粉飾は、又、大企業の減税、インフレにもつながり、国民は重税と高物価にあえぐこととなることも必至であります。こう、まだいろいろ書いてあります。この立場に立つ限り、これは今回の改正案には絶対に首肯することができぬということになるんですが、いま読み上げたこの趣意書、どういふふうにお考えになりますか。

○國務大臣(田中伊三三君) わかったようなわからぬような話でございますが、先生、一口に申し上げますと、民事、刑事は法務省の所管、これは設置法で明らかであります。商事とは書いてないんです。書いてないが、いま局長が申しますように、この民事というのを広く解釈をしまして、商事も民事だと、死傷事件でもなく刑事事件でもない、こういうことでこれを民事と読みまして、そして民事、商事は法務省の所管と、こういうことでやっておるものとほんやり解釈をしておるわけでございます。

○上田哲君 ほんやり解釈するところから審議が始まるというの妙な感じがするのですが、まあそういうことになっておりますから、この場でひとつお伺いをさせていただくのですが、ほんやり所管がきまるというにしては、どうも中に込められてある改正要綱というのは意外にきらきらした感じがするのです。まあ法は高度の常識の結集

○國務大臣(田中伊三三君) わかったようなわからぬような話でございますが、先生、一口に申し上げますと、民事、刑事は法務省の所管、これは設置法で明らかであります。商事とは書いてないんです。書いてないが、いま局長が申しますように、この民事というのを広く解釈をしまして、商事も民事だと、死傷事件でもなく刑事事件でもない、こういうことでこれを民事と読みまして、そして民事、商事は法務省の所管と、こういうことでやっておるものとほんやり解釈をしておるわけでございます。

○上田哲君 ほんやり解釈するところから審議が始まるというの妙な感じがするのですが、まあそういうことになっておりますから、この場でひとつお伺いをさせていただくのですが、ほんやり所管がきまるというにしては、どうも中に込められてある改正要綱というのは意外にきらきらした感じがするのです。まあ法は高度の常識の結集

○國務大臣(田中伊三三君) わかったようなわからぬような話でございますが、先生、一口に申し上げますと、民事、刑事は法務省の所管、これは設置法で明らかであります。商事とは書いてないんです。書いてないが、いま局長が申しますように、この民事というのを広く解釈をしまして、商事も民事だと、死傷事件でもなく刑事事件でもない、こういうことでこれを民事と読みまして、そして民事、商事は法務省の所管と、こういうことでやっておるものとほんやり解釈をしておるわけでございます。

○上田哲君 ほんやり解釈するところから審議が始まるというの妙な感じがするのですが、まあそういうことになっておりますから、この場でひとつお伺いをさせていただくのですが、ほんやり所管がきまるというにしては、どうも中に込められてある改正要綱というのは意外にきらきらした感じがするのです。まあ法は高度の常識の結集

○國務大臣(田中伊三三君) わかったようなわからぬような話でございますが、先生、一口に申し上げますと、民事、刑事は法務省の所管、これは設置法で明らかであります。商事とは書いてないんです。書いてないが、いま局長が申しますように、この民事というのを広く解釈をしまして、商事も民事だと、死傷事件でもなく刑事事件でもない、こういうことでこれを民事と読みまして、そして民事、商事は法務省の所管と、こういうことでやっておるものとほんやり解釈をしておるわけでございます。

○上田哲君 ほんやり解釈するところから審議が始まるというの妙な感じがするのですが、まあそういうことになっておりますから、この場でひとつお伺いをさせていただくのですが、ほんやり所管がきまるというにしては、どうも中に込められてある改正要綱というのは意外にきらきらした感じがするのです。まあ法は高度の常識の結集

○國務大臣(田中伊三三君) わかったようなわからぬような話でございますが、先生、一口に申し上げますと、民事、刑事は法務省の所管、これは設置法で明らかであります。商事とは書いてないんです。書いてないが、いま局長が申しますように、この民事というのを広く解釈をしまして、商事も民事だと、死傷事件でもなく刑事事件でもない、こういうことでこれを民事と読みまして、そして民事、商事は法務省の所管と、こういうことでやっておるものとほんやり解釈をしておるわけでございます。

○上田哲君 ほんやり解釈するところから審議が始まるというの妙な感じがするのですが、まあそういうことになっておりますから、この場でひとつお伺いをさせていただくのですが、ほんやり所管がきまるというにしては、どうも中に込められてある改正要綱というのは意外にきらきらした感じがするのです。まあ法は高度の常識の結集

○國務大臣(田中伊三三君) わかったようなわからぬような話でございますが、先生、一口に申し上げますと、民事、刑事は法務省の所管、これは設置法で明らかであります。商事とは書いてないんです。書いてないが、いま局長が申しますように、この民事というのを広く解釈をしまして、商事も民事だと、死傷事件でもなく刑事事件でもない、こういうことでこれを民事と読みまして、そして民事、商事は法務省の所管と、こういうことでやっておるものとほんやり解釈をしておるわけでございます。

○上田哲君 ほんやり解釈するところから審議が始まるというの妙な感じがするのですが、まあそういうことになっておりますから、この場でひとつお伺いをさせていただくのですが、ほんやり所管がきまるというにしては、どうも中に込められてある改正要綱というのは意外にきらきらした感じがするのです。まあ法は高度の常識の結集

○国務大臣(田中伊三次君) あらゆる商法改正を

めぐる反対の文書、世論というものはえりを正して耳を傾けておるのでございますが、いま先生お説になりました文章に書いてあることは、まさに間違つておる。一々、一つ一つ間違ひである。むしろ反対のことである。どうしてそういう文章が出てきて反対会議が行なわれるのか、いささか合点がいきにくい。まあそれ全部先生御質問と受け取って答えをいたしますと、時間がほとんどかかりましたので、これから先生のお話をいただきます。一つ一つの項目について、私でできませんことはほかの者から御説明をさせまして、御了解をいただきたいと存じます。

そこに書いてありますことは、さような事実はございせん。めつそりな話である、こう私は考えております。

○上田哲君 よくわかりました。ここに書いてあるようなことはめつそりなことであると、ということを書返して申しますと、ここに書いてあるようならばこれはたいへんなことであるということであるというふうに私も受け取りましたので、大臣も事の重要性を十分に御認識になっていらっしゃるという立場で、仰せのとおりひとつ具体的に伺いをしてみたいと思ひます。

今度の改正案によりますと、監査制度が改正される、そこで親会社の監査役、会計監査人が子会社に立ち入り調査ができることになりすね。親会社が子会社に立ち入り調査をする。その親会社、子会社ということはもはつきりしてゐるわけでありまして、これもどうもあとからいろいろ出てくると思うのですが、どうも私は中小企業——子会社という名前での零細企業べつ視の発想に立っておるの、

【委員長退席、理事白木義一郎君着席】

今回の改正の基本思想ではないかという気がするのです。まあそうであつたらたいへんですな。それでありますとこのパンフレットのようになつてくるわけでありすから、であるかどうかということをお尋ねするわけでありすけれども、私

はどうもそういふふうにしか考えられない発想と用語がある、親会社と子会社というの、親鳥がひな鳥をこりやうてあたたかかかえていくという話ならいいけれども、この改正案をずっと読んでいくと、何でも小さな会社の管々として努力をしていく、たとえばパテントを吸い上げ、企業秘密を吸い上げ、聞かなければばつさりというやうな感じもふんぶんにおつてくるのであります。そこを伺ひたい。

そこで、この立ち入り調査ができる——私も立ち入り調査ということばは大体本能的にきらいなんですけれども、その立ち入り調査が行なわれる。子会社の監査役は、たとえばパテントの場合です、子会社のパテントなどをせひとも守ろうと思ふことがあり得ますね。たとえば、五〇%の資本出資を親会社が握っているから親子というのだそうでありすけれども、であつても、これはどうしてもわが社で一生懸命つくつたパテントだから、わが社の利益のために、将来の発展のために守ろうというのが大臣、当然のことです。ここまでは正しいですか。

○国務大臣(田中伊三次君) お説のとおり正論であると存じます。

審議官から御説明をさせていただきます。

○上田哲君 そこまでが正しいと。何とかしてこのパテントを守ろうとするのだけれど、親会社から立ち入り調査が行なわれると、そうするとどうしても守ろうというのが正しいならば、断固として立ち入り調査に対して黙つてしまふ、言わない、黙否する、とした場合にどうなりますか。

○国務大臣(田中伊三次君) 大臣官房審議官から答弁をいただきます。

○説明員(田邊明君) お尋ねの問題は監査役及び会計監査人の子会社に対する調査の問題でございますが、先生があげられるような例の場合には、法律案の上では、もしそれをして親会社の監査役なり会計監査人が調べようとするれば、それは権限の乱用でございますして、子会社の取締役は敢然としてこれを拒否して少しも差しかえない、そ

ういうたてまえになっております。

○上田哲君 そうしますと、もう一つの場合が出てくるのは、どうも乱用であると言われても、実際問題として具体的なケースになれば、それは乱用ではないかとパテントを握りしめる子会社が言ったとき、これは乱用である、それは悪かつた、すそをひるがえして帰っていきやういすけれども、資本の力は強いですから、そんなことを言つたらあしたからおまえの息の根をとめるんだという声が出てくる場合もあり得るでしよう。そういう場合に、いたしかたなくをつく、私

はこれは正当防衛ないし緊急避難だと思ふのが、どうですか。

○説明員(田邊明君) 具体的な設例を引かれたわけですが、うそをつく、消極的な抵抗ということも考えられると思ひます。つまり、パテントの内容容について答えをしない、あるいは消極的に黙秘してしまふという場合、あるいはパテントはないと答える場合、いろいろあるかと思ひますけれども、それは一般原則上の先生のおっしゃるような正当防衛とか緊急避難の法意で解決できると思ひます。

○上田哲君 解決できるというのはどういう意味ですか。ちよつとくどいようですけれどもね、つまり黙秘し切つてしまつたら罰せられませんか、罰せられませんか。これはひとつ確認をしておいてもらいたい。これからはもう事態も起き得ないではないんですから。そうすると、立ち入り調査に対して罰せられないぞということとを大きく声で言えないとこれ困るんですから。罰せられないですな。それから、うそをついたとしてもこれは緊急避難、正当防衛の範囲に入ると考えていいわけですか。

○説明員(田邊明君) おっしゃるような場合には正当防衛の緊急避難に当たる場合だと思ひます。ただ、この権限というものは、条文にございますように、親会社の監査をいたしましたときに親会社の監査の必要上調べるといふ場合、立法の趣旨としては、親会社が子会社を利用して不正を働いて

認会計士としては、ぜひとも子会社の業務執行面あるいは会社経営の面で調べてみないとその確信が抱けないというふうな場合にこの権限を認めて

いるわけでございます。先ほどお読み上げた文章とは逆に、子会社を保護する思想から出てきた規定でございます。

○上田哲君 どういう思想から出てきたかということば要らないです。これは立法趣旨としては、あなたの方の文章をお書きになるまでのところではわかるんですが、問題は具体的な実施の部分で問題をお尋ねしているわけですから、発想はそうであつても結果が逆になることがあるだらうと思ふ。たとえば、親会社が必要と判断すれば立ち入りができるんでしよう。それで、親会社が一方的に必要であると判断し得るわけですね。子会社がこれは困つたと思ふと何だらうと、親会社が一方的に困つたと思ふと何だらうと、親会社は困つたと思ふと、これは親会社のかなりな、それは乱用であるというところが一方にことばとしては語られるけれども、乱用の危険大いにありということにならないかということですが。

○説明員(田邊明君) 必要性の判断は、親会社の監査役もしくは公認会計士たる会計監査人、これが判断をいたしますわけでございます。その判断をする人たちの仕事の対象になつてゐるのが先生のおっしゃる親会社でございます。つまり、親会社の経営人の業務執行を対象として調べていくうちに……

○上田哲君 何ですか。

○説明員(田邊明君) 親会社の経営執行を対象として調べていると、その過程でその執行上問題があるというふうな監査人が判断いたしました、これは子会社を調べてみないとわかんないということにこの権限を使い、そういう意味で、その必要性の判断は監査役なり公認会計士がする。それは場合によつては先生の言われるような乱用の問題の出でくることももちろん考え得るわけでございます。

○上田哲君 乱用が出てくるというんですね。私
が心配するのはそこなんです。乱用が出てき得
るではないか、あまりにも。一つ出てきたって困
るんですけれどもね。予想したいケースが発生
する場合は、これは立法の責められるべき理由は
ありません。しかし、当初から乱用の危険がある
ことに對して何の防衛策もとらぬというところはあ
り得ないわけですからね。その乱用の危険があり
得るというところから始めようとしても、もちろ
んこれ困るわけですね。弱いんですからね、これ
は。そこで、乱用の危険がそれほどあるではない
か、そのところがたいへん私は不備に感ぜられ
てならないし、危険が大きいと思えてならないん
です。そこをもうちょっと突っ込んでお話をいた
だきたい。

○説明員(田邊明君) ことは適切でございませ
んが、権限を認めているという上での権限乱用の
危険というのが理論的にはあり得ると、こういう
意味で申し上げているわけではございますが、監査
役なり公認会計士がどういう意図で先生の例にあ
げられるような子会社のパテントというふうな機
密を知ろうとするか。この法律案で考えている場
合は、そういうことは全く希有であらうというふ
うに考えているわけではございます。つまり、理論
的に考え得るけれども実際問題としてはそういう
乱用というふうなことは起こらない、そう考えて
いるわけではございます。もし、これが親会社の取
締役と与えた権限でございまして、おっしゃるよ
うなことが出てくるかもしれない。親会社の取締
役たちの権限行使をチェックする監査制度の上
で認めた権限で、つまり監査役なり公認会計士と
いう人たちがこの権限を行使するというたてまえ
にしているものですか、そういう乱用というの
は出てこないだろう、こう考えているわけでは
ございます。

〔理事白木義一郎君退席、委員長着席〕
○上田哲君 私は、非常に心配する具体的なケー
スは、この立ち入り調査が行なわれる、子会社は
必死に自己の利益の中で立てこもろうとする。と

ころが大きな出資の力でぐいと押えられる。この
場合には、とにかく懸命に秘密をまもりようとし
る。しかし実際問題としてなかなか秘密というも
のは、日ごろの商行為もあるわけですからできる
わけではなからう、こうなること、しようがないか
ら苦しまぎれにうそをつく、これは私は正当防衛
ではないかと申し上げた。緊急避難だと申し上げ
た。その緊急避難、正当防衛の範囲に入るだろう
とおっしゃるが、実際問題として、これはおそれ
ながらと訴え出て話をオープンにするや緊急避難
だつていう認定はどこかでくもくもくもくもくも
も、話はそこまですぐに決まらうとつぶれてしま
うわけですね。吸い取られてしまふわけですね。とな
りや、まあしょうがない、あしたのこともあるこ
とだから、長いものには巻かれろというのが大体
普通の感じじゃありませんか。心配するのはそこ
なんです。そうなる、いたしかたなく、まあ泣
く泣くというのか、結局は皮を切らして肉を取る
とでも言うのか、そんな立場でついついほんとう
のことを言ってしまうというふうな話になるとい
うことになる、そこをどうして、大臣、衆議院段
階で、良心に従って真実を伝える場合には罪には
ならぬというふうなことを言っておられるわけ
ですね。一体ほんとうにそうなのかどうか。私は
さつきから、それはもう全然処罰されることはな
いよというお話ですから、このお話はしっかり確
認をしておくことにいたしますけれども、しか
し、大臣が、良心に従って真実を伝えれば罪には
ならぬと言われたということが、そういう事態が
起こり得るということ、それから実はもう一つ
しなければ守り得ない実態があるのだという二つ
を私は逆に証明されたような気がするわけです
よ。私が心配しているような状況、ケースになら
ないのかどうか。大臣はそれを言いはないか。そこをま
とめてひとつ大臣から御意見を承りたい。

○國務大臣(田中伊三君) お説のように考えま
して発言をしたものでございます。たいへんこの
点は微妙な説明も要りますわけで、民事局長から
一言発言をさせていただきたいと思ひます。

○政府委員(川島一郎君) この子会社の調査権の
問題でございますが、これはいろいろな問題を確
かに含んでいると思ひます。多少誤解もあるんでは
ないかという感じがいたします。まず権限乱用
の問題でございますが、先ほど権限乱用かどうか
という点は子会社の監査役にはわからないんでは
ないかと、親会社のほうの監査役あるいは会計監
査人が判断すべきことであつて、子会社のほうは
わからないうちはないかという感じがいたします
ねがあたりんではないかという感じがいたします
が、これは客観的にその職務の必要に基づいて子
会社の調査権の行使がなされているということが
は、どういふ点で必要ですかということを釈明し
てもらう、その職務上はたして必要なのかどうか
という点を説明してもらふことはできると思ひま
す。また、その説明の結果、どうもこれは要件が
ないのではないかというふうに認められます場合
には、それを拒否できるのです。

○上田哲君 語尾がわからぬ。
○政府委員(川島一郎君) つまり、子会社の調査
をなし得る要件ですね、つまり、親会社の監査役
なりあるいは会計監査人がその職務の必要に基づ
いて子会社を調査しているのかどうか、調査しよ
うとしているのかどうかという点ですね、その点
について疑問があれば、子会社の監査役としては
釈明を求め得るし、職務に関係のないということ
がはっきりすれば調査は拒否できるであらうとい
うことをまず申し上げておるわけではございます。
それから、先ほどのパテントの問題ですが、こ
れにつきましましては、パテントの内容まで立ち入
つて調べることが実際に親会社の監査役なり
会計監査人が調べる必要が生ずる場合があるであ
らうかと申しますと、そこまでの必要が生ずると
いうことはこの規定としては予想してない。し
たがって、そういう問題はまず起こらないであら
う、こういうふうに考へておるわけではございま
す。

○上田哲君 そんな話はないですよ、よくわから
ない、私には全然。ライオンのおりの中に入
つて、私が言っているのは、ライオンというの
はわれわれ食うのではないかと申しておる。あなた
の説明は、いやライオンがわれわれを食わないこ
とを想定しておると言っておるのです。これは
全然法律論じゃない。これは一方的な状況の、
何というのですか、論理學では何とかなうので
すよ、ほくは忘れちゃったけれども。こんなもの
はまるで説明にならない。パテントをどうして親
会社が子会社に対して説明を求めるといふことを
想定しないのですか。子会社がいまこの改正で一
番心配しているのは、パテントをとられると思
っているのです。何を言っているのですか、そん
な程度の人が一生涯懸命になつて、誤解であるの
ではないかと思ひます、なんて頭を振つてですね、
冗談じゃありませんよ、普通に言へばこれはおふ
ざけでないというのです。そんな程度の中小企
業の不安を背中につけつぱりながらそんな説明を
してこんな立法してらつては困る。

ちよつとお待ちなさい。訂正するのですか。冗
談じゃない、こんないいかげん説明をされて。
何が誤解があるのだという、そんな誤解だとか
何とか言っている程度で説明をされて、これ
を強行されては困る。いいですか、刑法ではない
けれども、刑法をききやうやうしたたつたのです
が、商法というのまたたいへん大きな商行為を
ほつと押えていく機関ですからたいへんなんで
すよ。これが弱者の救済ということをちゃんと考
えておくというのとはどこまで考えていくのかとい
うことが法体系の中に組み入れられてなければ、
どつちの立場に立つたんで私はイデオロギッシ
ュなことを言っているのではない。言っているの
ではないけれども、その全体の調和がなければなり
立たない、経済体系は減りますよ。一番危険な状
態を、それをミニマムに押えながら説明をしてく
られなければ、少なくとも立法の場合の説明にはな
らぬ。何を言っていますか、パテントを立ち入り
調査することがあり得ないという想定に立つたん

というような子供だましのようなことを言いたくない。ライオンは腹が減っても絶対に人間を食わないという保証がどこにあるのだ。あなたの言っているのはその程度の稚拙な話だ。IBMでもゼロックスでもソニーでも、あれはもとと小さい会社だった。その小さい会社が小さなパテントを一生懸命大事に盛り育て、そして大きくなってこまできた。ソニーに賛成しようと言っているのではないし、IBMに賛成しようと言っているのではないけれども、少なくともそういうときには、親会社があんな形で持っていくところはなかったのですよ、少なくとも。今回心配されているのは、日本の九割を占めるまあ中小企業、名前だけの株式会社、今度の改正による子会社になるところがそういう努力をしても先の夢がなくなってしまうのではないか、大きな企業系列の中に吸収されるための法改正ではないかという不安を持っているのですよ。その不安に対してはたえなければならぬのに、この中でどう考えたって、先ほどの説明のように、その立ち入り調査の必要は、大きいほうが上から見るといいます。そうでないのだということが、たとえは拒否することができ、小さいほうが大きいほうに向かって拒否することが自由でできるという保証がどこにあるか。だから四次防つくっているのではないのですか。それが自由にできるというのは——完全に克服されるならば弱肉強食なんてことはないのですよ。現実には弱肉強食の世界ではないですが、商行為の世界といふのは。だからここでそういう不安があると云っているんです。具体例でいろいろいえますけれども、やがて。いきますけれども、それはあなた、立法の説明としては筋が通らな過ぎる。そういうことを期待しておらないのであります。そういうのは、打ち切り精神ですよ。そういう打ち切り処置で立法の説明をしてはいかぬ。そんな精神でこんなものが法改正されたらえらいことになります。

○説明員(田邊明君) パテントの問題でございますが、まず親会社の監査役なり公認会計士が親会社の監査をいたしております過程で、子会社のパテントを調べる必要があるというふうな事例が一番問題になるわけでございますが、ところが、子会社が本来独自に持っているパテントというものは、もちろん独立した子会社の所有でございますから、これを親会社との関係にあるといつて当然に公開する必要はもうございませぬ。おそろくそういうケースが出てくるのは、むしろ悪い、親会社の業務執行上悪い例として出てくる。それは、実質は子会社がパテントをとっておりながら、親会社の財産の計算上あるいは財務計算上といましましよか、その本来の特許権を親会社の所有として計上し、評価しているような場合が考えられるわけでございます。実質はそうでないんですが、これを監査役が調べていって場合に疑問を持った場合でございます。はたしてこれは親会社のものなのかどうかかわらないという疑問を持った、必要書類ももちろん備わっておりましようから、それを調べた結果という疑念を抱いたら、まず子会社に照会できるというのが法律のたてまえにございませぬ。つまり、当該特許権は親会社の特許権として計上されておるけれども、子会社のものでないのかという問い合わせができます。この場合に子会社は、いやそれは子会社独自でとった特許権で親会社のものであるはずがない、こういうふうな答えれば問題はまず解消するだらう。しかし、それでも監査役の疑念が払拭されない、あるいは子会社が全然報告しないという場合に初めて子会社に行つて、はたしてその所有関係はどうなっているかということを確認する権限を与えているわけでございます。つまり、この例からわかりますように、法律の考へておりますのは、親会社が子会社を利用したその種の不正を働かすおそれがある、その場合に権限を行使して子会社を確かめた上で親会社の姿勢を正すというのが法律の趣旨であるわけでございます。先生が危惧されるような、全くそういう関係なしに子会

社のパテントの内容だけを調べる目的で照会を発したり、あるいは出かけていって調査をするというものは全くこれは権限の乱用でございますから、その場合には当然拒否できるはずだというふうに考えるわけでございます。

○上田哲君 だから私は危険だと言ひます。そういうロジックの中で、本来子会社に属すべきものを親会社に属すべきものとして運営しているではないかという疑いが起きるというふうに考えたという理由の中で、親会社が子会社に立ち入り調査をするということは、親会社の一方的な専断事項でしょう。だから実質はそれと全然逆なことであつても、親会社は、と思ひ、と言へば法規に照らして入れるということになるわけですよ。だからいまおっしゃるようなことがそのとおり行なわれるというのは、あまりいいことばではないけれども、法解釈上はいいことばではないけれども、すべての監査人その他は、関係者は聖人君子の集まりであるというふうな、こういうことを前提にしておかなければならぬという奇妙な法理論に帰結をしましよと私は言うのです。血の出るような戦いをしているわけですよ。そろばんの玉が一つづつと上がつっているようなところでやりとりをしている、しかも、小さいほうからすれば、大きいほうに向かってたいへんなやつぱり生存競争の頭打ちをやっているわけですよ。そういう中で五一%以上の出資をしているでかいところが、具体的に首根っこを押えているでかいところが、いまあなたの説明のような理由によつていまして立ち入り調査するんだと言われたら、逆に言うならば、子会社は親会社のはうに立ち入り調査権でもない限り、これは拒否はできぬのですよ。だから、私が言うのは、法の全きを期するためには、このための子会社に、子会社は拒否をできることあなたはおっしゃる、拒否はできるのだという権能をどこかに与えておけばいいのではない、子会社がその拒否ができる権能を全からしめなければならぬ。実質問題としてできないのに、健康にして文化的な生活を営む権利があると

書いたって、政治がそれを保障しなければ空文に期すると同じような論法の中で、子会社というのは実質的に守られないという危険に今回の法改正はさらされることになるのではないかと。ぐるぐる回りになると困るから、そうは思ひませんという話だけになつてしまつと、ライオンは絶対に食ひませんという話ばかりになつちやうから、これでは困るから、私が聞きたいのは、この法改正の補完要素としてあるなら伺つておきたいのは、子会社保護のためにそういう拒否権とも言われるべきものがどういふふう子会社の権能に完全に帰すべきものとして保障されているのか、そこをひとつはつきりしていただきたい。

○説明員(田邊明君) 子会社が親会社の監査役の特権に對して対処する方法と申しますのは、一般的に商法のみならず民法あるいは刑事法、こういうもので解決するといふたてまえになつていふと思ひます。

ただ、先生が御指摘のように現行法下では五一%以上を所有する親会社が、いわゆる大株主権の行使として、例にあげられたようなパテントの内容をみずから探知するという作業にまゐ出ている。それは、現行法上そのものが大株主の権限として会社の帳簿関係の閲覧権といふものを認めていることが一つの前提であります。それといふゆる事実上の支配権、大株主の事実上の支配権として、最初におつちやつた子会社の取締役の任免権まで握っている、そういう手を使つて実は先生がおつちやるのは不正行為がすでに行なわれている。今度の改正が考へていふのは、その不正行為を、取締役じゃなくして、法律の上で監査役といふいわば独立的な機関にチェックする権限を与えよう、こういう趣旨で立案されているわけでございますから、ただ、御指摘のように子会社が拒否権を發動するような権限行使の規定がどこにあるかとおつちやいますと、この商法そのものには具体的な規定を置いておりません。それは間接的に、親会社の監査役がもしそういう権限行使をすれば、それは民事上もしくは私法上の責任

を負うことになりまし、その手段が刑事上の犯罪になる場合にはもちろん刑法上の処断を受ける、と、こういう仕組みになっているわけでございます。

○上田哲君 単独法の改正ですからね、完結すべき商行為に対しての法理念ですからね、私はやっぱり、最終的には憲法までいけば助かるよという話ではこの法律改正案の説明にはならぬと思うのです。

いまおっしゃる通りに、やっぱり、あなたのおっしゃるところが、それをチェックすることだということの半分は認めてもいい、そういうところはあつてもいい。しかし、そのチェックするのだという命題の中で、結果論的には子会社があるとした親会社からの吸収の場にさらされるということのみに終わるということであれば、子会社にとつてはです。あるいはその危険が露出するということがあれば、これはたいへんこの改正というものは危険であるといわなければならぬ。私はそこを言っているわけですから、これは御理解いただけますか。

○説明員(田邊明君) 御指摘は十分理解いたします。

○上田哲君 理解していただくなら、やっぱりこのところはさつき読み上げたことの中の危険というものは、やっぱりその部分は当たっているということに私はなると思ふんです。

ひとつ側面を変えて伺いたいのは、大臣、おとといです、本院において、中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法改正という長い法律を上げました。これは一口で言えば大企業と中小企業のマーケットを分けようという、言ってみれば中小企業の保護改正といえますかね、そういう趣旨があつたと思ふんです。いま私が半分だけというふうに限定していただいても、その危険を指摘した部分とこの中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法改正との理念のギャップが私はどうも開くような気がする、そこをどういうふうに御説明になりますか。

○国務大臣(田中伊三三君) 先ほどから御説明を申し上げておりますように、子会社を悪用して、悪用しちやいけないうすけれども、子会社を悪用して親会社が違法、不当、不法なやり方をしておるという場合に、手を入れて調べるというのでありますから、先生のお説もまたよくわかるのであります。かりにこれが社長なり取締役なり子会社の監査役がこれを調べていくというようにすることになりますと、乱用のおそれは多分出てくる。そこで、先ほどから説明いたしますように、調査をいたしますものはだれがするのかという、会社執行部でなしに、これは会計監査法人、監査法人がこれを行っていくようにしていく、監査役も含んでおるのでございますが、監査法人——公認会計士または監査法人、これがやっていく。こういう立場をとっておるわけでございます。

すので、執行部、社長を中心とする執行部が取り調べていくというふうなことはございませぬので、幾らかそこに安全弁があるのではなからうか、こういうふうなことを考へるのです。ただ一つここを一步進んで申し上げますと、先生御心配のようない心配がなくなつたのは、その監査法人とはどういふものなのかという、社長以下の会社執行部が選んで報酬を払う、そういう一休監査法人ではないか、と、こころ詰めてこれらと、ここに一抹の不安はないとは言えないのであります。制度といたしましては、その執行部にやらすよりは、厳格な資格を持つておられます公認会計士、会計監査法人あるいは会社の厳格な監査役という立場の者にこれをやらすということとセーブできるのではなからうかというところが、その法の制定をいたしました内面にございまして。そういうことでございまして。

○上田哲君 中小企業基本法の関係をちよつと。

○説明員(田邊明君) 中小企業関係法の改正は、いわゆる中小企業者の範囲を改めた立法でございます。で、この商法との関係から申ししても、実は法制審議会の答申は、資本金一億円未満の会社をいわゆる中小会社と考へて、一億円以上のもの

のについて、いわゆる公認会計士の監査を義務づけるようにという答申を得たわけでございます。立案の過程で、お示しの中小企業基本法の改正との関連において、この一億円の切り方を、商法も一億円以下を中小規模の株式会社として立案いたしました。そういう意味で、二つの法律は中小企業者の範囲としてはおおむね合ったという事になつております。ただ商法のほうは、中小規模の株式会社を今度の立案では大会社とは異なつて、先ほど来御指摘のようない監査役の権限については区別をいたしまして、つまり一億円をこえる会社の監査役は会計を含む業務一般の監査権限を与えましたが、一億円以下の会社については、現行法どおり会計のみの監査をする、こういう扱いにいたしてございます。

それから、問題になつております子会社調査権というものは、すべての株式会社においてあります。その理由は、一億円以下の会社の間において意外に親会社、子会社の関係が多くなつてきておるわけでございます。したがつて、中小規模の会社についても、中小規模の会社の子会社の保護という観点からは、監査役の子会社の調査権を認めておる。そういう改正案になつております。

○上田哲君 そこでね、今度の改正によりまして、すべての商人に貸借対照表と損益計算書をつけさせるということになりますね。「商人」という規定が商法に古くからあるわけですから、これも、すべての商人に貸借対照表と損益計算書をつけさせる。これはたいへんなことだと思ふんです。これは何をねらつておるわけですか。

○説明員(田邊明君) 現行法のたてまえは、先生御承知のとおり商法三十二条以下で、一般の個人商人も含めて、法人も含めまして、商人たる者はいわゆる日記帳、現代風に申しますと会計帳簿と財産目録と貸借対照表をつくるべしという規定を持つておるわけでございます。改正法は、このうち株式会社を含めまして全部の商人について、財産目録の作成は廃止いたしました。それにかえて、御指摘の損益計算書というものの作成を義務

づけたわけでございます。この考え方は商法三十二条以下の商法が考へておる、いわゆる商業帳簿の体系を整備するという目的から出ておるわけですが、そもそもの考え方は、商人たる者はみずからの経営成績を判断し、将来の繁栄に備へるという意味で、これらの帳簿を備へ、みずから記帳するといふたてまえを持つておるわけでございます。つまり、商法は商人自身の財産計算をみずから明らかにさせておくといふたてまえで立法がなされておる。そのたてまえを受け継ぎつつ、財産目録を廃止するとともに、損益計算書というものの作成を義務づけることになつたわけでございます。

○上田哲君 みずからの営業活動を記録せしめる、なんというの、簡単に言えば要らぬお世話ですよ。これはもうとにかく超大型企业に、たとえば私は三菱重工なんというふうな人殺しの兵器をつくつておるところはね、これはもうひとつぜい立ち入り調査権でも持つて見に行きたいと思ふますね。なんせ防衛庁から兆と名のつく金が入つておるんですから、税金の使い道がどうなつておるかというふうなところで、見に行くのは、これはもう国民の立ち入り調査権があつてもしかるべきだと思ふけれども、この一億円以下と、今度はすっかり線を引かれた、一億円だつてたいへんなことなんだが、もつとずうと下の小会社という名前にもならない零細企業に、一休営業活動の内容を明記せしめるなんというの、小学生にだつて日記をちゃんとつけろと言つて日記がつけられま

すか。三菱重工なんというの、国からのあれだけのたくさん金がかつたのをいかにげんに使つてもらつちや困るというぐらゐのことは、社会的な意味から言つてもありますよ。しかし、まああなた方が今度改正された全部つけないかと言つておる。この零細企業なんというところが、そんなに社会的に注目を集めなからうなような内容を整理的に持つておられますか。財産目録をいままで必要だつたのが、これを撤廃せしめたなんておっしゃるけれども、財産目録なんというりっぱな名前に値するものがないからですよ、それは。

冗談じゃないんですよ、これは。財産とは何かという議論をしないならいなくね、財産目録なんて言ったら神様が書くような、そういう連中がずうっと毎日生きているわけだ。そこに財産目録なんていう死んだ法律のことは消すのは、これはあたりまえなんでありましてね、それにかわってこちらをと、いままでリンゴを与えていたけれども、これからはミカンにするという話とはちよいと違うんだ、これは。いままではリンゴも何も与えてないんだ。リンゴもなかったんだ。そこへむりやりにミカン代を払えというような話になるんだから、私はこれは非常に平衡を失うと思うんですよ。だからね、どうも全体として零細企業に対する、大企業と比べるべしというの、私はここにどうも流れているように思えてならぬのだが、これは水かけ論になるでしょう。なるでしょうがね、大臣、この貸借対照表と損益計算書、こんなものをつけるには複式簿記が要るわけですか。大臣、複式簿記というのを知っていますか。

○国務大臣(田中伊三三君) よく理解しております。

○上田哲君 さすがに法務大臣でありまして、では法務大臣のお宅には家計簿はありますか。

○国務大臣(田中伊三三君) 申しわけがないこととございますが、家計簿は多分ないのではないかと申します。(笑)

○上田哲君 まあ、家計簿がないというのは、大臣のところでは、家計簿というものは、大体計画支出をしていかないと月の終わりに赤字になっちゃうからというものでありましてね、がぼがぼ入ってくるのがたくさんあるところは要らないんですよ、これは。だから、大臣のうちに家計簿が要らないという理由が、それが一つとね、それから、まあどんなにそれを計画支出をしていこうとしても、まあつけないものでしょう。たいへんなことです。だから、そういうことを考えますとね、貸借対照表だ、損益計算書だなんというのは、これはたいへんなものでありましてね、単に高等学校の

商業科を出たからつけられるなんというものでないのです。そのときは何とかなりますが、卒業すれば三年して忘れてしまふんですよ、しょっちゅうやつてなければ。少なくとも私はそう思うほかありません。したがって、私はこれで株式会社や商人になることはできないと思いましたが、今回のこの改正を見れば、つまり、商人になる道、株式会社、商工業を行なう道を閉ざしたのが今回の改正だと言ったとおかしくないかい、私はやっぱりこれは無理があると思ふのだな、無理が。私は、だからみずから営業内容を明記せしめるべきであるというのが目的であるというなら、てにをは違っているかもしれない。そういう趣旨であるのなら、これは要らざることだから、撤廃なさるがほんとうにそうした零細企業を生きて生かしていく道だと思ふんだけれども、いかがですか。

○説明員(田中明通君) 商法のたてまえは、先生の御指摘によれば、現行法自体が個人商人にも貸借対照表まで義務づけているところと問題となるのであらうと思ふますが、先ほど申し上げた、商人たるものは商工業を業とする限りは、みずからの計算内容を明らかにしておく必要があると、そういう趣旨で商法の総則ができておる。ただ、株式会社につきましては、商法はこれをせつ然と区別いたしまして、この種の帳簿の作成義務違反に關しては罰則をもつて臨むという態度を持っておる。で、個人商人に關しましては、原則は罰則を設けておりません。ただし、その帳簿をつけていないような乱雑な経営の結果破産に至ったというふうなときに、初めて破産法で罰則が働く。こういうたてまえでございますから、つまり他人に迷惑をかけたときに、その帳簿を備えないということを問責されるというたてまえでございます。

それと、もう一つ附加いたしますと、現行商法でも非常に古い時代にきまつた線でございますけれども、元手が二千元以下の商人を小商人と唱えている。これらについては、いま取り上げている

ような商業帳簿の作成義務というふうなものを課していない。同時に、商号を登記するような権限も与えていないというのが現行法のたてまえでございます。ただ、この二千元以下というのは、非常に現在の貨幣価値から見ると問題にならないような額であるわけでありまして、これが実は会社法にもね返る問題で、株式会社は最低資本金を日本の商法はきめていない。それとの関連で、法制審議会でも将来の大きな問題としてこの問題を検討するという課題に残しておるわけでございます。現行法のままですと、資本——元手が二千元に満たない商人、今度の改正の結果でも損益計算書の作成は義務づけられない。たてまえはそういうことになるわけでございます。

○上田哲君 夢物語を聞いているようですね、あなたもしかし資本金二千元に満たない人はなんて言つたつて、しょうがないでしょう、これは。そんなこと、まじめに言っているつもりがあるんですか、一体。そんな話をしていいたんじゃ、そんなことを太平楽あげている間に町ではそろそろ涼しくなってくる。ガード下のくつみがき屋さん困っちゃう。中小企業は泣くんですよ。説明が足らぬな説明が。それはいかん。説明のための説明として、二千元というのはいくら使ったほうがいいだろうと思つても、それはよくは説明としてふまじめだと思ふのです。そういうことはあるかもしれないけれども、説明力にはなりませんね。

そこで、私は申し上げたいんだけど、たとえば株式会社だと、株式会社にはそういうものはしっかり課しているんだと、もとの商法がそのものが悪いんじゃないかというなら、もとの商法が悪いで、商法自身を変えればいんでしてね。悪いほうに変えることはいない。悪い商法を足がかりにしてもつとまたまいぐあいにはバネにしようなんというの、これは意地地地根性ですよ。これはおやめになったほうがいい。だから、戻らなごまで戻つてもかまわなけれども、たとえは青木一男先生がこの前質疑されているのを私

読んだんですが、なかなかつばだ、これはやっぱり先見ですな。これはつばなことだと思ふんですがね。その答弁が実におもしろい。みんなかぶとぬいじゃつていますね。その中にやっぱり告白しておられるのは、どうもあの区別、そして小さな株式会社というものを何とかまあ株式会社とは名がついていなくても、実際にはこれは株式会社というの少し傳稱に属するというような、そういう言い方になつていくわけですよ。で、私はその考えはいかぬと思ふのです。株式会社なんといつたつて、そこらのおじさんたちがみんな社長になるわけですよ。社長というのは昔は違ひ人というこの別称であつたわけですよ。このころは社長というのは町のおやじさんの大体別稱になつたんですよ。わざわざ社長になればうれしかつ社長になつたんじゃないんですよ。これは苦しい税金対策なんです、みんな。苦しい税金対策、税金がひどいからですよ、もともとは。これは政府が悪いんだ、だけれどもね、そこまで戻るとすつと戻るから、その途中でやめさすけれども、とにかくその税金対策だということね、ぐうべからざる実態ですよ。だれが好んでめんどくさいわざわざ定款をつくり、親戚みんな集めて登記をして株式会社なんかつくりますか。そんなことまでさせるのが——一心太助がこれはてんびん棒かといふ魚売つていればりっぱに食えるという世の中がいいんですよ。それを一心太助が社長になつちゃうというのはね、これはどう考えたつておかしいんですよ。(笑) そうでしよう。わかりやすく言うんだ、法律というのはしちめんどくさいことを言うのがコードじゃないんだから、私はそう言うんだ。そういうふうにしていくというのはやっぱりひずんでいるからそこに結論がいくんですよ。だから、それを逆に言うなら、いまの株式会社を、大きな大きなたいへんな株式会社を、つまり独占と呼ばれたり、大企業と通常言われていて、買い占めなんかができるような株式会社と、名前だけの株式会社、一心太助が社長になつて

て、ならぬという意味はこれをべつ視しろということではないのであって、こういう名前でなければこの税法上生きていけない零細企業は別途な優遇措置を講ずる、これがほんとうの姿だと私は思うんです。そうじゃありませんか。ここは一般論、政治論ですから、一言でいいです。

○国務大臣(田中伊三次君) お説はたいへんよく理解ができます。そこで、改正法でも中小企業会社というものを、まあ線の引き方はいろいろございますが、一億で線を引かしてあります。一億以下のもについてはむずかしい手続は要らないように、会計監査につきましても、五億以上のようならなまねはする必要がないというように、いろいろ一億以下の会社、これはわが国の会社が百一万余りあります中で百万を占めておる。先生先ほどのおことばのとおり九割以上占めておりますが、それに対しては、このたびの改正についてもできるだけ負担が軽くなるように、一切の付属書類の作成その他につきましても配慮をいたしまして、簡単に手続がとれるように配慮をしておるわけでございます。

○上田哲君 そうなっていないですよ。全部要るんですよ、貸借対照表と損益計算書をつけなければならぬ人は、数字はどのくらいになりますか。

○説明員(田邊明君) 百万余りになります。

○上田哲君 百万余りの人がこれ、要るのです。そしてこれは株式会社ならば罰則だ、そうでないのは罰則まではいかないのだとおっしゃる。しかしこれやらないと見積もり課税が来るわけでしょう。そうすると、こういう方向にはみな無知ですよ。一々みな顧問弁護士や税理士を持っているわけじゃありませんからね。そうすると、はいはいやっていると見積もり課税がばこっとくる。見積もり課税というたいへん苛酷課税の税額がばこっと来ても、実はもととはいへばおまえは損益計算書も貸借対照表もつくってなかったから、だからこういうことになるのだというロジックの上に、あれよあれよと持っていかれてしまうという非常

に困難な状況がここにあると思うのですよ。私は問題だと思ふ。

○国務大臣(田中伊三次君) 先生仰せのように、貸借対照表も損益計算書も、さらには営業報告書もまた利益配分案も、この四種類のものは、現行法上もつくらなければならぬいたてまえになっておるのです。先生お説のように、これは無理ですね。小さいところ、現行法を直せばいいというおことばは私、たいへん得心できるのでございますが、たいへん無理でございます。無理でございますが、無理である、ないにかかわらず、現行法の上ではこの四種類の、一口で申しますと商法の計算書類というものはつくらなければならぬことになっておる。しかもつくらなければならぬことには、公認会計士、会計監査法人の承認を受けて監査を経なければならぬというたいへんめんどうくさい、また一面金のかかる手続をとらなければならぬ。そこで、これは五億以上ということに限りまして、一億以下というものはほとんど全部のものについては、そういう負担はかけない、こういう配慮はいたしておるのでございます。

○上田哲君 無理だというよりなおことばもあるし、もとまでさかのぼろうじゃないかという点は、たいへんものわかりがいい感じがしますよ。大体よほど対決法案がたがたしない限り、どんな修正だつてしませんからね。これはまあ修正しないでしょう、たぶん私が賛成し得ても、だから少なくとも私はそうならば反対としかなくなつちやうのだけれども、英断をまわつていままのようなことを、まだ間に合うのだからひとつ御訂正なさるのもいいと思うのだけれども、少なくとも私の考え方、根底になるのは、これはたとえ複式簿記なんというものは要求してないのだとおっしゃるけれども、複式もつけないで貸借対照表、損益計算書をつくれなんということはたいへんな至難なことになるわけですから、そこまではいいやないよと言つたつて、言つてのと同じになるよりな非常にむずかしいきがきているわけでは

す。まあ簡単に言つて、このままいくと、ラーメン屋さんでもくつみがき屋さんでもみんなつけないければならない。家に帰つてつめの中にあるものを落としたら一生懸命書かなきゃならぬという姿が目に見えらるわけですから、こんなことをしたら、みんな消化不良になつちやいますよ。とにかくさつきおっしゃる通りに、一番究極の方針が、営業をするならば商人たるものは自分の営業内容について明確にしておきなさいということであるならば、自分の手法で、自分の目盛りで、今日はこれくらいのものだということをやっておきなさいというせいぜいの行政指導だ、それくらいでいいじゃありませんか。義務づけたり法制化する必要はないと思うので、少なくともその見解まではおいておいてもらいたいと思うが、どうでしょう。

○国務大臣(田中伊三次君) よくわかりますが、何ぶん現行の商法の上では、無理ではありますけれども、複式簿記を採用することを要請しておるのでございます。そういうたてまえを踏まえてこの改正案をつくつておるものでございますから、そこに不合理に近いものが出てくる、こういうこととでございます。しかし、これはこういうことをこういふ席で申し上げておしかりを受けることになるおそれがあるかと、こうびくびくしながら言うのでありますけれども、ありのままに申し上げますと、四種類の計算書類は一億以下の会社、すなわち中小企業会社といえどもつくらなければならぬことにはなつておるけれども、金のかかる、時間のかかる、手続のめんどうくさい公認会計士の監査は要らない。もう一つは、株主総会を開きます場合に事前に株主総会に送付をする義務も実は一億以下のものには負わしてございません。そういうこととでございますから、そんならどうでもいいのか、そう言われると、こういう席において答へはできかねるのでありますけれども、一億以下のものについてはたいへんルーズな考え方に立っていきまして、えらいむずかしいことにはならないように実はできております。いろいろな義務が免除をしております。そういうことで

ございますので、この運営にあたりましては極力中小企業者が不便のないように、めんどろなことにならないようにこれを指導していくつもりでございます。

○委員長(原田立君) 諸般の事情により暫時休憩いたします。

午後五時四十分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

昭和四十八年十月十七日印刷

昭和四十八年十月十八日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A